

全国の再エネ条例一覧表

エリア	自治体名	条例名	規制対象	ゾーニングの有無	規制区域内・ないし規制対象事業の届出制・許可制	情報提供措置	周辺住民との協議事項	自治体との協議事項	維持管理	罰則以外の実効性確保措置	罰則	その他・備考
北海道												
	北海道厚真町	厚真町太陽光発電施設の設置に関する条例	出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（禁止区域・規制区域）	届出制（市街化区域内）	あり（説明会等を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置）	あり	あり	あり	報告の徴取、立入調査、指導・助言及び勧告	なし	事業廃止時も届出の規定あり。
	北海道古平町	古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	発電出力10キロワット以上	なし	届出制	あり（近隣関係者への説明会開催など）	あり	なし	あり	報告又は資料提出、立入調査、指導助言及び勧告、公表	なし	
	北海道浜中町	浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	太陽光発電：出力合計10キロワット以上 風力発電：発電施設の高さ15メートル以上	あり（禁止区域）	届出制	あり（周辺関係者への説明会開催など周知について必要な措置）	なし	なし	なし	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	
	北海道安平町	安平町太陽光発電施設の設置に関する条例	出力合計10キロワット以上	あり（禁止区域）	届出制	あり（説明会開催など周知に必要な措置）	あり	あり	あり	報告徴取、立入検査、指導・助言及び勧告	なし	
	北海道ニセコ町	ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例	10kw以上の再生可能エネルギー設備	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会の開催）	あり（説明会において関係住民との協議により必要が生じたときは、説明会の複数開催等地域との共生をはかる措置を講じる努力義務）	あり（事前協議・協定の義務）	あり	報告の徴取、立入検査、指導・助言及び勧告、公表	なし	町民により、かつ、持続可能な地域作りに資すると認められる事業については、地域振興型再エネ事業と認定し、助言、指導、支援をすることができ。
	北海道長沼町	長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例	10kw以上の太陽光発電施設（事業者の建物に併設されるもので自家消費を目的とするものを除く）	あり（抑制区域）	届出制	あり（事業計画に関する周知について必要な措置）	なし（但し、周辺関係者の理解を得よう努力義務、賛同・意見に対して再度説明会を開催することの努力義務あり）	あり（事前協議義務）	あり	報告の徴取、立入検査、指導・助言及び勧告、公表、国または道への通知	なし	
	北海道羽幌町	羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例	太陽光は10kw以上、その他再生可能エネルギー全般（一般住宅で自家消費を主な目的とするものは除く）	なし（住宅等からの距離制限はあり）	届出制	あり（事業の説明会の開催義務）	なし（理解を得よう努力する義務）	なし	あり	近隣住民等からの苦情があったときの報告義務、実態調査（立入調査）、指導、助言及び勧告、命令、公表	なし	
	北海道えりも町	えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例	再エネ全般（太陽光は10kw未満、風力は1kw未満で自家消費目的は適用除外）	なし（但し土砂災害警戒区域急傾斜地への設置禁止、設備規模に応じて距離制限が定められている。）	届出制	あり（事業計画に関する周知について必要な措置）	あり（町・近隣住民等から申出があったときには、合意書や協定書を作成し締結するよう努力義務）	あり（事前協議義務）	あり	近隣住民等からの苦情があったときの報告・対応義務、立入調査、指導、助言及び勧告、命令、公表	なし	
	北海道鶴居村	鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例	太陽光発電（10kw未満または居住用建物に設置する場合は適用除外）	あり（抑制区域）	届出制	あり（事業計画に関する周知について必要な措置）	なし（ただし、周辺関係者の理解が得られるよう努力義務）	なし	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	規則で施設の基準に関して詳細に規制
北海道	北海道斜里町	斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	太陽光：10kw以上 風力：高さ15m以上	あり（禁止区域）	届出制	あり（事業計画に関する周知について必要な措置）	なし（但し、周辺関係者の理解が得られるよう努力義務）	なし	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	
	北海道標津町	標津町太陽光発電施設の設置に関する条例	出力50kw以上の太陽光発電（ただし原上または敷地内に設置する自家消費目的は除く）	あり（抑制区域）	届出制	あり（事業計画に関する周知について必要な措置）	なし（但し、周辺関係者の理解を得よう努力義務、賛同・意見に対して再度説明会を開催することの努力義務）	あり（事前協議義務）	あり	報告の徴取、立入検査、指導・助言及び勧告、公表	なし	
	北海道稚内市	稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例	小型風力発電設備（受風面積が25㎡以上でかつ出力が5kw以上50kw未満のもの）、これを下回るマイクロ風力発電設備	あり（住宅・道路からの距離制限その他、市長が指定した区域における、小型風力発電設備の設置制限）	なし	あり（市長、近隣住民等に対する説明義務）	なし（ただし、マイクロ風力発電設備について、住宅周辺区域での、居住者、事業所及び学校等の管理者の同意規定あり）	なし	あり	実態調査・助言・指導・勧告・命令・公表・文書閲覧や資料の提供、報告、立ち入り検査を求めることができる。	なし	
	青森県大間町	大間町小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例	小型風力発電設備（受風面積が25㎡以上でかつ出力が5kwを超え50kw未満のもの）	なし（ただし近隣住宅からの距離制限等が詳細に定められている。）	届出制	あり（届出受理後の近隣住民等への説明義務）	なし（発電事業に対する不安及び疑問を解消するよう努めるものとする。）	なし	あり	実態調査・助言・指導・勧告・命令・公表・文書閲覧や資料の提供を求めることができる。	なし	騒音・低周波・日影・電磁障害・動植物への影響回避・景観・光害への配慮義務がある。
	岩手県遠野市	遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例	事業区域の面積が3000㎡を超える事業	あり（太陽光発電のみ抑制区域の指定がある）	許可制	あり（説明会に先立ち住民からの意見を受け付ける期間等の周知）	あり（市長との事前協議に先立つ、説明会の実施義務、地域住民からの意見に対して、事業者の見解を記載した書面を作成し、誠意をもって協議する義務）	あり（許可申請前に市長との事前協議義務）	あり	報告・資料の徴取、立ち入り調査、指導・助言・勧告・公表	なし	市長の諮問により、必要に応じて審議会を設置する

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

岩手県雫石町	雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例	太陽光のうち景観計画区域、県条例に基づく環境保全区域、都市計画用途地域内で行おうとするものまたは、20kw以上 風力発電・地熱発電・バイオマス発電・熱利用目的の再生可能エネルギー設備	なし	届出制	あり（規制対象の事業については、住民説明会の開催または協議会の設置）	なし（説明会において住民から申し入れがあったときは誠意をもって対応すること） 協議会を設置することができることも定めている。	なし（再エネ事業計画については協議事項はないが、説明会の参加案内の範囲や開催場所については町長との協議が必要。）	なし	報告・資料の徴求、立ち入り調査、助言、措置勧告・公表	なし	住民による主体的な事業については「地域主導型事業」の認定をし村が助言・指導・支援ができる。
岩手県八幡平市	八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例	出力50kw以上のもの、事業区域内に抑制区域を含む場合は許可制。 10kw以上のものは届出制	あり（禁止区域・抑制区域）	許可制（50kw以上または抑制区域内） 届出制（10kw以上で抑制区域外）	あり（説明会の開催）	なし（周辺関係者の理解を得られるよう努力義務）	あり	あり	報告の徴求、立入調査、指導・助言及び勧告許可の取消し	なし	
岩手県宮古市	宮古市再生可能エネルギー推進条例	再生可能エネルギー全般	あり（促進・抑制・調整を必要とする区域）	届出制（変更時も同様）	あり（地域住民に対する説明）	なし	なし	なし	報告・資料の徴求、立ち入り調査、勧告・公表	なし	市民が主体となった再エネ事業については、「地域主導型再エネ事業」として認定することができ、市は必要な支援を行うこと
秋田県にかほ市	にかほ市風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例	風力発電施設の新設等（これに伴って行う、樹木の伐採及び土地の区画形質の変更を含む。）を行う事業及び風力発電を行う事業	あり（保全エリア、調整エリア、導入可能エリア）	届出制	あり（事業計画についての説明会など周知に努めなければならない）	あり	なし	あり	指導・助言勧告、公表	なし	
山形県	山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例	太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを電気に変換する設備及びその附属設備で、規則で定める出力以上のもの	なし	届出制	あり（説明会開催その他地元住民の意見を反映させるために必要な措置）	なし	あり	あり	報告徴収及び立入検査、改善命令、認定取消		
山形県飯豊町	飯豊町自然環境と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例	太陽光・風力発電設備の設置を行う事業	あり（抑制区域）	届出制（別途町長の同意が必要。抑制区域内の届出に対しては町長は同意しない）	協議会等に対して説明会開催、近隣関係者に対して説明、	なし	なし	なし	報告及び立入検査、勧告、公表		
宮城県	太陽光発電施設の設置等に関する条例	出力の合計が50キロワット以上のもの	あり（禁止区域・規制区域）	許可制	あり（周辺住民への説明義務）	あり	なし	あり	報告の徴収、立ち入り調査、指導・助言、勧告、措置命令	あり 5万円以下の過料	事業廃止時の届出規定あり 規則により損害賠償保険等加入を求める
宮城県富谷市	富谷市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	発電出力10キロワット以上	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会の開催）理解を得られるよう努める義務	なし	あり	事業者の責務として規定	報告の徴収、立入調査、指導・助言及び勧告、氏名公表	なし	市及び市民に協力義務あり
宮城県丸森町	丸森町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（全部改正前）丸森町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例	出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（禁止区域・抑制区域）	届出制（事業は町長の同意が必要。禁止区域・抑制区域の事業には原則として同意しない）	あり（周辺住民への説明義務）理解を得られるよう努める義務	意見の申出があれば意見に対する見解を書面で作成、交付義務、協議義務 協定締結を求められた場合の締結義務等	あり	事業者の責務として規定	報告の徴収、立入調査、指導・助言及び勧告、公表、国及び県への報告	なし	
宮城県大崎市	大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（抑制区域、ただし事業者に対して事業区域に含めないよう協力を求めるのみ）	届出制	あり（周辺住民への説明会の開催）	あり（説明会の開催）	あり	事業者の責務として規定	届出があれば現地確認、報告の徴収、立ち入り調査、指導、助言、勧告、氏名公表	なし	
宮城県川崎町	川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	出力の合計が10キロワット以上のもの（禁止区域・抑制区域内は、発電出力に関わらず適用）	あり（禁止区域・抑制区域、抑制区域を事業区域に含めない努力義務を事業者に課す）	届出制	あり（周辺住民への説明会の開催）	なし	あり 協議に意見及び条件を付することができる	事業者の責務として規定	報告の徴収、立ち入り調査、指導・助言、勧告、氏名公表	なし	1000キロワット以上の大規模発電設備事業者は保険または共済に加入する義務あり
宮城県東原市	東原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	出力合計が10キロワット以上のもの	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会を開催）理解を得られるよう努める義務	なし	あり 必要に応じて協議会を設置	事業者の責務として規定	報告の徴収、立ち入り調査、指導・助言、勧告、氏名公表	なし	市民の協力義務あり
宮城県加美町	加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	出力合計が10キロワット以上のもの（増設も含む）	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会を開催）理解を得られるよう努める義務	あり（意見の申出があれば対象者と協議）	あり	事業者の責務として規定	報告の徴収、立入調査、指導・助言及び勧告、氏名公表	なし	
宮城県石巻市	石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	出力合計が10キロワット以上のもの	あり（抑制区域）	届出制 ただし、抑制区域については想定される影響等を申出、市長が補正を求めることが可能	あり（説明会を開催）理解を得られるよう努める義務	あり（意見の申出があれば対象者と協議）	あり	事業者の責務として規定	報告の徴収、立入調査、指導・助言及び勧告、氏名公表	なし	
宮城県色麻町	色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	出力合計が10キロワット以上のもの（増設も含む）	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会を開催）理解を得られるよう努める義務	あり（意見の申出があれば対象者と協議）	あり	事業者の責務として規定	報告の徴収、立入調査、指導・助言及び勧告、氏名公表	なし	
宮城県登米市	登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	出力合計が10キロワット以上のもの（増設も含む）	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意が必要。抑制区域内では原則として市長は同意しない）	あり（説明会を開催）理解を得られるよう努める義務	あり（意見の申出があれば対象者と協議 意見に対する見解を書面で作成交付義務）	市長の同意が必要	事業者の責務として規定	報告の徴収、立入調査、指導・助言及び勧告、氏名公表	なし	

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	宮城県七ヶ宿町	七ヶ宿町再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例	出力合計が10キロワット以上のもの (増設も含む)	あり (抑制区域)	届出制	あり (説明会を開催) 理解を得られるよう努める義務	あり (意見の申出があれば対象者と協議)	あり (協議終了通知に意見を付すことができる通知を受けるまで工事着手できず)	事業者の責務として規定	報告の徴収、立入調査、指導・助言及び勧告、氏名公表、国又は県への報告	なし	
	宮城県村田町	村田町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	出力合計が50キロワット以上のもの (増設も含む)	あり (規制区域、抑制区域)	設置規制区域には設置できない。抑制区域は届出制	あり (説明会を開催) 理解を得られるよう努める義務	あり (意見の申出があれば対象者と協議 意見に対する見解を書面で作成交付義務)	あり 協議終了通知に意見条件を付すことが出来る	事業者の責務として規定	報告の徴収、立入調査、指導・助言及び勧告、氏名公表、国又は県への報告	なし	宮城県条例の規定準用の条項有り
	宮城県大川町	大川町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	出力合計が10キロワット以上のもの (増設も含む)	あり (抑制区域)	届出制、抑制区域を含むときは想定される影響、影響への対策を含めて協議	あり (説明会を開催)	なし (意見の申出があれば、理解を得られるよう努める義務)	あり 協議の前に情報提供及び相談	事業者の責務として規定	報告の徴収、立入調査、指導・助言及び勧告、氏名公表	なし	
	宮城県仙台市	仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例	出力合計が20キロワット以上のもの	あり (設置規制区域)	許可制	あり (説明会を開催) 理解を得られるよう努める義務	あり (地域住民の理解を得られるよう努める義務、地域住民の意見を踏まえ、必要な措置を講じる努力義務)	なし	あり	報告の徴収、立入調査、指導・助言及び勧告、氏名公表、措置命令	あり 5万円以下の過料	土地所有者、占有者の責務あり 事業者の誓約書の提出
	福島県大玉村	大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例	出力合計10キロワット以上	なし	届出制 (別途村長の同意が必要)	あり (地域住民等に対し事業計画の説明)	なし	村長の同意が必要	あり	報告徴収、指導及び立入調査、勧告、命令	なし	町長は、生活与えるおそれがあるとき、環境等に著しい影響を事前届出に対して審議会を開催し、必要な対策を求めることができる。
	福島県西郷村	西郷村自然環境等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例	太陽光発電：設置区域の土地面積1000㎡以下かつ太陽電池モジュール1000㎡以下は適用除外 風力発電：支柱の高さ10メートル未満は適用除外 国や自治体が行うものも適用除外	なし	なし	あり (情報の提供に努める)	なし	なし	なし	報告及び立入調査、勧告、公表	なし	
	福島県南相馬市	南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	定格出力10キロワット以上	あり (抑制区域)	届出制 (抑止区域内の届出に対しては町長は同意しない。但し、規則に定める基準を満たすと認められるときはこの限りでない。)	あり (近隣関係者に対する周知説明)	なし	なし	なし	報告及び立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	
	福島県川俣町	川俣町再生可能エネルギー発電設備の適正な配置及び維持管理に関する条例	電気事業法38条1項、同法施行規則48条1項2項の小出力発電設備を除外	なし	届出制 (別途町長の同意が必要)	あり (説明会開催)	あり	あり	あり	報告、立入調査、指導・助言勧告、公表	なし	
	福島県楢葉町	楢葉町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	定格出力10キロワット以上	なし	届出制	あり (戸別訪問等により説明)	なし	あり	なし	報告及び立入調査等、指導・助言勧告、公表	なし	
関東 (新潟、長野、静岡含む)												
	群馬県高崎市	高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	再エネ特措法2条2項の「再生可能エネルギー発電設備」	あり (特別保全地区)	許可制・届出制 (特別保全地区内での事業について、事業計画の事前届出及び許可、事業着手及び完了の届出)	あり (標識の設置と説明会の開催)	あり	あり (市長との協議)	なし	許可取消、措置命令、公表、報告徴収、立入検査	なし	
	群馬県太田市	太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	改正前FIT法2条3項の「再生可能エネルギー発電設備」で、同条4項1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするもの	あり (特別保全地区)	許可制・届出制 (特別保全地区内での事業について、事業計画の事前届出及び許可、事業着手及び完了の届出)	あり (標識の設置と説明会の開催)	あり	あり (市長との協議)	なし	許可取消、措置命令、公表、報告徴収、立入検査	なし	本条例など、改正前FIT法を引用している条例が散見される
	群馬県前橋市	前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	再エネ特措法2条2項の「再生可能エネルギー発電設備」	あり (特別保全地区)	許可制・届出制 (特別保全地区内での事業について、事業計画の事前届出及び許可、事業着手及び完了の届出)	あり (標識の設置と説明会の開催)	あり	あり (市長との協議)	なし	許可取消、措置命令、公表、報告徴収、立入検査	なし	
	群馬県安中市	安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例	改正前FIT法2条5項の「認定発電設備」のうち、太陽光を電気に変換する設備およびその附属設備。設置区域の面積が1000平方メートル以上の場合 (全部又は一部が注視区域内にある場合は500平方メートル以上の場合)。	あり (注視区域、抑制区域)	届出制 (別途市長の同意が必要)	あり (説明会の開催)	なし	なし	なし	報告徴収、立入調査、指導・助言、勧告、公表	なし	
	群馬県富岡市	富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	改正前FIT法2条3項の「再生可能エネルギー発電設備」で、同条4項1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするもの	あり (保全地区)	許可制・届出制 (保全地区内での事業について、事業計画の事前届出及び許可、事業着手及び完了の届出)	あり (標識の設置と説明会の開催)	あり	あり (市長との協議)	なし	許可取消、措置命令、公表、報告徴収、立入検査	なし	
	群馬県渋川市	渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	再エネ特措法2条2項の「再生可能エネルギー発電設備」で、同条3項1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするもの	あり (保全地区)	許可制・届出制 (保全地区内での事業について、事業計画の事前届出及び許可、事業着手及び完了の届出)	あり (標識の設置と説明会の開催)	あり	あり (市長との協議)	なし	許可取消、措置命令、公表、報告徴収、立入検査	なし	

* 本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	群馬県桐生市	桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	改正前FIT法2条3項の「再生可能エネルギー発電設備」	あり（特別保全地区）	許可制・届出制（特別保全地区内での事業について、事業計画の事前届出及び許可、事業着手及び完了の届出）	あり（標識の設置と説明会の開催）	あり	あり（市長との協議）	なし	許可取消、措置命令、公表、報告徴収、立入検査	なし	
	群馬県吉岡町	吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	再エネ特措法2条2項の「再生可能エネルギー発電設備」で、同条3項1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするもの。保全地区外の場合は事業区域500平方メートル以上。	あり（保全地区）	許可制・届出制（保全地区内での事業について、事業計画の事前届出及び許可、事業着手及び完了の届出）	あり（標識の設置と説明会の開催）	あり	あり（町長との協議）	あり	許可取消、措置命令、公表、報告徴収、立入検査	なし	
	群馬県みどり市	みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例	再エネ特措法2条2項の「再生可能エネルギー発電設備」。保全地区外の場合は事業区域1000平方メートル以上。	あり（保全地区）	許可制・届出制（保全地区内での事業について、事業計画の事前届出及び許可、事業着手及び完了の届出）	あり（標識の設置と説明会の開催）	あり	あり（市長との協議）	なし	許可取消、措置命令、公表、報告徴収、立入検査	なし	
	群馬県高山村	高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	発電出力10キロワット以上の太陽光を再生可能エネルギー源とする設備	あり（抑制区域、ただし村長が設置事業を行わないように要請するのみ）	許可制・届出制	あり（説明会の実施、看板の設置）	なし	あり（村長との協議）	なし	報告又は資料の提出、立入調査、許可取消、公表、県への報告	なし	地域住民との協議を義務付けてはいないが、地域住民の同意を得ることが必要としている
	群馬県みなかみ町	みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例	再エネ特措法2条2項の「再生可能エネルギー発電設備」。定格出力が2500キロワット以上、事業区域の面積が50,000平方メートル以上の再生可能エネルギー発電設備は設置禁止。	あり（禁止区域、抑制区域）	許可制・届出制（事業計画の事前届出及び許可、事業着手及び完了の届出）許可について、再エネ発電設備の定格出力が30キロワット未満又は事業区域の面積が1,000平方メートル未満の場合、許可不要となる。	あり（予告標識の設置と説明会の開催）	あり	あり（町長との協議）	なし	指導、助言、勧告、措置命令、許可取消、公表、国または県への通知、報告徴収、立入調査	なし	抑制区域内に限らず、一定規模以上の事業は許可と届出が必要
	茨城県笠間市	笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例	改正前FIT法2条4項の太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備	あり（抑制区域、市長が事業を行わないよう協力を求めるのみ。）	届出制	あり（説明会の開催）	なし	あり（市長との協議）	なし	報告・資料提出の求め、立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	抑制区域内に限らず、工事着手等の届出は必要
	茨城県つくば市	つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例	改正前FIT法2条4項1号の太陽光・同2号の風力を電気に変換する設備、付属設備	あり（事業禁止区域）	なし	なし	なし	なし	なし	報告・資料提出の求め、立入調査、勧告、公表	なし	
	茨城県石岡市	石岡市太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例	改正前FIT法2条3項の「再生可能エネルギー発電設備」で、同条4項1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするもの。発電出力50キロワット以上。	あり（設置を避けるべき区域、市長が全ての太陽光発電設備設置事業を行わないように協力を求めるのみ）	届出制	あり（説明会の開催）	なし	あり（市長との協議）	なし	立入調査、助言、指導、勧告、公表	なし	特定の区域内に限らず、工事着手等の届出は必要
	茨城県鉾川崎市	鉾川崎市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	再エネ特措法2条2項の「再生可能エネルギー発電設備」で、同条3項1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするもの。抑制区域外では、事業区域が500平方メートルを超えるもの。	あり（抑制区域、市長が設置事業を行わないよう協力を求める区域）	届出制	あり	なし（但し、説明の要請があれば応じる義務あり）	あり（市長との協議）	あり	助言、指導、勧告、公表	なし	特定の区域内に限らず、届出が必要
	茨城県土浦市	土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	改正前FIT法2条3項の「再生可能エネルギー発電設備」で、同条4項1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするもの	あり（抑制区域、市長が設置事業を行わないよう事業者に協力を求める区域）	届出制	あり	なし（但し、説明を求められたときは、説明会を開催）	あり（市長との協議）	なし	報告、立入調査、助言、指導、勧告、公表	なし	特定の区域内に限らず、工事着手等の届出は必要
	茨城県古河市	古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例	総発電出力50キロワット以上の発電設備を土地に自立して設置する事業者、次条に規定する立地に慎重な検討が必要な地域において太陽光発電設備設置事業を実施する事業者	あり（立地に慎重な検討が必要な地域）	届出制	あり（説明会の開催）	なし（ただし、周辺関係者の理解が得られるよう努力義務）	あり（市長との協議）	あり（努力義務）	指導、助言、勧告、公表	なし	届出について、事業開始前、設置完了時、事業終了時のそれぞれが必要とされる。
	茨城県結城市	結城市生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和及び運営事業の適正管理に関する条例	発電出力が10キロワット以上の事業用の太陽光発電設備（屋根置きを除く）	あり（抑制区域、市長が設置事業を行わないよう協力を求める区域）	届出制	あり（区長及び隣接住民への説明、周辺住民への説明会の開催、設置事業の標識の設置）	あり（合意書、協定書等の作成、締結）	あり（市長との事前協議、実施協議）	あり	報告、立入調査、助言、指導、勧告、公表、国・県への報告	なし	設置事業に係る工事に着手、中断、再開又は完了した場合、その都度届出必要特定の区域内に限らず、規模の大きい事業は工事着手等の届出が必要
	茨城県北茨城市	北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例	太陽光発電施設（建築物に設置する物を除く）の出力が500キロワット以上であるもの、または事業区域の面積が5,000平方メートル以上であるもの	なし	届出制	あり（地域住民への説明）	なし（ただし地域住民への理解を求める努力義務）	あり（届け出られた計画書の見直しの要請、協定締結の申入れ）	あり	報告、立入調査、指導、助言、勧告、公表、	なし	災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行う義務

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

茨城県常陸太田市	常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例	太陽光発電設備につき、発電出力が10キロワット以上の事業用のもの(建築物に設置する場合を除く。)、風力発電設備につき、発電出力が20キロワット以上の事業用のもの、バイオマス発電設備につき、発電出力が10キロワット以上の事業用のもの	あり(禁止区域、抑制区域)	許可制・届出制	あり(地元関係者への説明、説明会の開催)	あり	あり	あり	報告、立入調査、助言、指導、勧告、公表、国・県への報告	なし	特定の区域内に限らず、規模の大きな事業は工事着手等の許可が必要、許可が不要な事業も届出は必要 許可申請時の手数料納付義務
茨城県守谷市	守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	発電出力50キロワット以上の太陽光発電設備	あり(設置抑制区域、ただし設置事業を行わないよう事業者に協力を求め、事業者に設置しない努力義務を定めるのみ)	届出制	あり(町内会及び近隣関係者に対する説明、管理者等に関する情報の提示)	なし	あり	なし	報告、立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行う義務
茨城県鹿嶋市	鹿嶋市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	総発電出力50キロワット以上の発電設備を設置する事業を実施する事業者(発電設備を建築物に設置する場合を除く)	なし	届出制	あり(近隣関係者への説明、地域住民への周知及び説明会の開催)	なし(ただし近隣関係者、地域住民の理解を得るよう努める義務あり)	あり	あり(努力義務)	指導、助言、勧告、公表	なし	
茨城県かすみがうら市	かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例	太陽光発電設備を設置する者(出力が500キロワット以上であるもの、又は事業区域の面積が5,000平方メートル以上であるものを特定設置者とする。)	なし	届出制	あり(地域住民への説明)	なし(ただし地域住民の理解を得るよう努める義務あり)	あり	なし	報告、立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	特定設置者について、災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行う義務、市長との太陽光発電設備の運用等及び廃止後の措置に関する協定締結義務
茨城県五霞町	五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	総発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置する事業を実施する事業者	あり(抑制区域、区域内において、町長から当該設置事業を自粛するよう要請するのみ)	届出制	あり(地域住民への周知及び説明会の開催、近隣関係者への説明)	なし(ただし地域住民及び近隣関係者の理解を得るよう努める義務あり)	あり	あり(努力義務)	指導、助言、勧告、公表	なし	
茨城県東海村	東海村太陽光発電設備の適正な設置、管理等に関する条例	太陽光を電気に変換する設備及びその附属施設(発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備を特定太陽光発電設備とする。)	あり(抑制区域)	届出制(抑制区域内、あるいは特定太陽光発電設備)、なお届出対象とならない場合も、計画書の提出と村長との協議の義務付けあり。	あり(地域住民への説明会開催、隣接住民への説明、説明についての村長への報告、標識の設置)	なし(ただし地域住民の理解を得るよう努める義務あり)	あり(協議後の、協定締結の申入規定あり。)	なし	報告、立入調査、助言、指導、勧告、公表	なし	廃止時の届出規定あり
茨城県大子町	大子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	再生エネ特措法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー設備であって、同条第3項に規定する再生可能エネルギー源のうち、太陽光を電気に変換する設備	あり(禁止区域、抑制区域、抑制区域では、町長から区域内で設置事業を行わないよう事業者に協力を求めることができるのみ)	許可制・届出制	あり(地元関係者への説明、説明会の開催、標識の設置)	あり(意見集約、合意形成の努力義務、協定書作成の努力義務)	あり	あり	報告、立入調査、助言、指導、勧告、公表、国・県への報告	なし	廃止時の届出、原状回復等の対応(努力義務)を求める規定あり
茨城県八千代町	八千代町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例	再生エネ特措法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするもの設置を行う事業で、発電出力10キロワット以上の発電設備(事業者が発電出力50キロワット未満の発電設備を設置する場合、一部の規定が適用除外)	あり(設置抑制区域、ただし区域内で、町長が太陽光発電設備設置事業を行わないよう事業者に協力を求めることができるのみ)	届出制	あり(地元関係者への説明会の開催)	なし(ただし地元関係者の理解を得るよう努める義務あり)	あり	あり(努力義務)	報告、立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	事業者の、発電設備の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行う義務、及び事業廃止時の原状回復義務
茨城県下妻市	下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	事業者が発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合(ただし、事業者が発電出力50キロワット未満の太陽光発電設備を設置する場合、一部の規定が適用除外)	あり(設置抑制区域、ただし区域内で、市長が設置事業を行わないよう事業者に協力を求めることができるのみ)	届出制	あり(隣接関係者への説明、地域住民への周知、説明会の開催)	なし(ただし隣接関係者、地域住民の理解を得るよう努める義務あり)	あり	あり(努力義務)	報告、立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	廃止時の届出
茨城県桜川市	桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例	再生エネ特措法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものを利用し発電を行う事業で、出力の合計が10キロワット以上(屋根置き除く)	あり(抑制区域、ただし区域内で、市長が事業者に協力を求めることができるのみ)	届出制	あり(周辺関係者への説明会の開催等)	あり	あり	あり	助言、指導、勧告、公表	なし	廃止時の届出
茨城県日立市	日立市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例	再生エネ特措法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものを利用し発電する事業で、出力の合計が50キロワット以上又は500平方メートル以上	あり(抑制区域、ただし区域内で、市長が事業者に太陽光発電事業を行わないよう協力を求めることができるのみ)	届出制	あり(地域住民等への説明、説明会の開催、標識の設置)	あり(地域住民等からの意見集約、合意形成、協定書作成についての努力義務)	あり	なし	報告、立入調査、助言、指導、勧告、公表、国・県への報告	なし	事業者に対する、撤去及び処分を速やかに行うために、必要な資金の確保を求める努力義務

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	茨城県坂東市	坂東市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	再エネ特措法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものを利用し発電する事業で、出力の合計が50キロワット以上又は500平方メートル以上	あり（設置抑制区域、ただし区域内で、市長が事業者に太陽光発電事業を行わないように協力を求めることができるのみ）	届出制	あり（近隣関係者への説明、地域住民への周知、説明会の開催）	なし（ただし近隣関係者、地域住民の理解を得るよう努める義務あり）	あり	あり（努力義務）	報告、立入調査、助言、指導、勧告、公表	なし	事業者の、発電設備の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行う義務 事業廃止時の原状回復義務（努力義務）
	栃木県栃木市	栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	5, 0 0 0 平方メートル以上	あり（保全地区）	保全地区は許可制、同地区以外は届出制	あり	あり	あり	あり	報告徴収、立入調査、勧告、停止・中止・原状回復等命令、公表	なし	審議会
	栃木県足利市	足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	1, 0 0 0 平方メートル以上	あり（保全地区）	保全地区は許可制、同地区以外は届出制	あり	あり	あり	なし	報告徴収、立入調査、勧告、停止・中止・原状回復等命令、公表	なし	審議会
	栃木県鹿沼市	鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例	1, 0 0 0 平方メートル以上	あり（保全地区）	保全地区は許可制、同地区以外は届出制	あり	あり	なし	なし	報告徴収、立入調査、勧告、停止・中止・原状回復等命令、公表	なし	審議会
	栃木県日光市	日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例	出力1 0 キロワット以上	あり（保全地区）	保全地区は許可制、同地区以外は届出制	あり	あり	あり	あり	報告徴収、立入調査、勧告、停止・中止・原状回復等命令、公表、国・県への報告	なし	審議会
	栃木県佐野市	佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例	5 0 0 平方メートル以上	あり（保全地区）	保全地区を含むまたは面積が5万平方メートル以上は許可制、保全地区を含まずかつ面積が500平方メートル以上5万平方メートル未満は届出制	あり	あり	あり	あり	報告徴収、立入調査、勧告、停止・中止・原状回復等命令、公表	なし	審議会
	栃木県大田原市	大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	出力1 0 キロワット以上	あり（抑制区域）	抑制区域を含むまたは発電出力が5 0 キロワット以上は許可制、抑制区域を含まずかつ発電出力が1 0 キロワット以上5 0 キロワット未満は届出制	あり	あり	あり	あり	報告徴収、立入調査、勧告、停止・中止・原状回復等命令、公表	なし	
	栃木県那須町	那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	出力1 0 キロワット以上	あり（抑制区域）	抑制区域内又は抑制区域を含む区域内にあっては10キロワット以上、抑制区域外にあっては50キロワット以上は許可制、抑制区域以外において10キロワット以上50キロワット未満は届出制	あり	あり	あり	あり	報告徴収、立入調査、勧告、停止・中止・原状回復等命令、公表、国への通報	なし	
	栃木県真岡市	真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	合計出力5 0 キロワット以上	あり（設置抑制区域）	届出制	あり	あり	あり	なし	協定締結、報告徴収、立入調査、指導・助言、勧告、公表	なし	
	栃木県那須塩原市	那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例	全ての太陽光発電事業	あり（禁止区域、抑制区域）	許可制（禁止区域は不許可事由）・届出制	あり	あり	あり	なし	報告徴収、立入調査、勧告、停止・中止・原状回復等命令、公表	なし	
	栃木県益子町	益子町の集山風景と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	出力1 0 キロワット以上	あり（設置抑制区域）	届出制	あり	なし	あり	あり	協定締結、報告徴収、立入調査、指導・助言、勧告、公表、国・県への報告	なし	
	栃木県塩谷町	塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	出力1 0 キロワット以上	あり（抑制区域）	抑制区域を含むまたは発電出力が5 0 キロワット以上は許可制、抑制区域を含まずかつ発電出力が1 0 キロワット以上5 0 キロワット未満は届出制	あり	あり	あり	あり	報告徴収、立入調査、勧告、停止・中止・原状回復等命令、公表	なし	
	千葉県我孫子市	我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例	出力3 0（自需要請については1 0）キロワット以上	あり（自需要請区域、事業者に自需の検討・報告を求める）	届出制	あり	なし	あり	なし	指導・助言	なし	
	千葉県長柄町	長柄町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	合計出力5 0 キロワット以上	あり（自需要請区域、事業者に自需の検討・報告を求める）	届出制	あり	なし	あり	なし	指導・助言、勧告、公表	なし	
	千葉県野田市	野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	出力3 0 キロワット以上	あり（抑制区域、市長が事業者に自需を要請するのみ）	届出制	あり	なし	あり	なし	報告徴収、立入検査、指導・助言、勧告、公表	なし	
	千葉県御宿町	御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	1, 0 0 0 平方メートル以上等	あり（抑制区域、区域内では町長は原則不同意）	届出制（別途町長の同意必要。抑制区域の場合、原則不同意。）	あり	あり	あり	なし	報告徴収、立入検査、指導・助言、勧告、公表	なし	風力発電にも適用。町長の同意制度あり
	千葉県大網白里市	大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例	全ての事業用の太陽光発電事（ただし屋根・屋上を除く）	あり（原則不設置区域、設置抑制区域、慎重検討配慮区域）	なし、ただし原則不設置区域について、関係法令の許認可がない限り設置が原則禁止となっている。	あり	あり	あり	あり	報告徴収、立入検査、指導・助言、勧告、公表、国・県への通知	なし	事業者が所在不明等の場合に土地所有者等を事業者とみなす規定あり
	埼玉県日高市	日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	事業区域が1,000平方メートル以上かつ総発電出力が50キロワット以上または特定保護区域	あり（特定保護区域、保護区域）	届出制、市長の同意も別途必要（特定保護区域、保護区域は不同意とされる。）	あり（説明会）	なし	なし	あり	報告、立入調査、指導、助言、勧告、公表、国及び県への報告	なし	事業廃止時も届出の規定あり
	埼玉県川島町	川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例	出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会）	なし	あり	あり	報告の徴収、立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	事業廃止時も届出の規定あり。
	埼玉県吉見町	吉見町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例	出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会）	あり	あり	あり	報告の徴収、立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	事業廃止時も届出の規定あり。
	埼玉県嵐山町	嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例	出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会）	あり	あり	あり	報告等の提出要求、立入調査、指導、助言、勧告、公表、国または県への通知	なし	事業廃止時も届出の規定あり。

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	埼玉県越生町	越生町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	都市計画区域内は10キロワット以上、その他の区域は50キロワット以上	あり（禁止区域）	禁止区域内は禁止、それ以外は届出制	あり（説明会）	あり	あり	あり	報告の徴収、立入調査、指導・助言、勧告、公表、国または県への通知	なし	事業廃止時も届出の規定あり。
	埼玉県小川町	小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例	発電出力が10キロワット以上のもの	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会）	あり	あり	あり	報告の徴収、立入調査、指導・助言、勧告、公表、国及び県への報告	なし	事業廃止時も届出の規定あり。
	埼玉県ときがわ町	ときがわ町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例	発電出力が10キロワット以上のもの	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会）	あり	あり	あり	報告の徴収、立入調査、指導・助言、勧告、公表、国または県への報告	なし	事業廃止時も届出の規定あり。
	埼玉県鳩山町	鳩山町自然環境と景観の保全に配慮した太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	定格出力10キロワット以上のもの	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会）	あり	あり	あり	報告の徴収、立入調査、指導・助言、勧告、公表、国または県への報告	なし	事業廃止時も届出の規定あり。
	埼玉県滑川町	滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例	出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会）	あり	あり	あり	報告の徴収、立入調査、指導・助言、勧告、公表、国または県への報告	なし	事業廃止時も届出の規定あり。
	埼玉県飯能市	飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例	出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（禁止区域、抑制区域）	禁止区域内は原則禁止、抑制区域内は届出制	あり（説明会）	あり	あり	あり	報告の徴収、立入調査、指導・助言、勧告、公表、国及び県への報告	なし	事業廃止時も届出の規定あり。
	埼玉県入間市	入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（抑制区域）	抑制区域内は禁止届出制（市長の同意も必要）	あり（説明会）	あり	あり	あり	報告の徴収、立入調査、指導・助言、勧告、公表、国及び県への報告	なし	事業廃止時も届出の規定あり。
	埼玉県毛呂山町	毛呂山町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域での設置禁止）	届出制	あり（説明会）	あり	あり	あり	報告の徴収、立入調査、指導・助言、勧告、公表、国または県への報告	なし	事業廃止時も届出の規定あり。
	神奈川県松田町	松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例	敷地面積の合計が建物の屋根部分を除いて3000平方メートル以上、50キロワット以上の定格出力、300平方メートル以上の集熱面積（規則）	なし	届出制	あり（説明会）	なし	なし	なし	報告及び資料の提出、立入調査、措置勧告、公表	なし	
	神奈川県湯河原町	湯河原町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	事業区域の面積が1000平方メートル以上の事業	あり（特別抑制区域、抑制区域）	届出制（別途市長の同意必要、特別抑制区域、抑制区域では原則同意しない）	あり（説明会）	なし	あり	なし	立入調査、指導・助言、勧告、公表	なし	事業廃止時も届出の規定あり。
	山梨県	山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	全ての太陽光発電設備（建築物の屋根・屋上を除く）	あり（設置規制区域）	許可制・届出制（設置規制区域内は許可制、区域外は届出制）	あり（標識の設置、説明会の開催）	あり（地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を請ずる努力義務）	なし	あり（維持管理基準、維持管理計画の提出）	許可取消、報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、措置命令、公表	あり（5万円以下の過料）	
	山梨県北杜市	北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例	10キロワット以上の太陽光発電設備（建築物の屋根・屋上を除く）	あり（特定区域）	許可制（近接住民の3分の2以上の同意・関係区の同意も必要）	あり（標識の設置、説明会の開催）	あり	あり（特定区域内での市長との事前協議）	あり（設備廃止後の措置）	許可取消、報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、措置命令、公表	あり（5万円以下の罰金）	
	山梨県西桂町	西桂町太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例	500平方メートルを超える、又は、10キロワット以上の太陽光発電設備（建築物の屋根・屋上を除く）	なし（町内全域に適用）	届出制（協定締結の努力義務あり）	あり（隣接住民等への説明会の開催努力義務）	あり	あり（計画書の提出と協定締結の努力義務）	なし	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	なし	
	長野県木曽町	木曽町地域の環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	全ての再生可能エネルギー発電設備（建築物の屋根・屋上を除く）	あり（抑制区域）	事前届出・同意制（抑制区域は100平方メートルを超える事業計画及び風力発電設備で高さが10mを超える事業計画について、原則不同意）	あり（届出前に、自治会、近隣関係者への説明会）	なし（理解を得るよう努める義務）	あり、（協議会による協議、ほか町長の同意が必要）	なし	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	なし	
	長野県売木村	売木村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例	50平方メートル以上、50キロワット以上	なし	届出制	あり（届出の公表、住民説明会の開催及び経過報告の公表、協議会の合意の公表）	なし	あり（協議会）	なし	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	なし	住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を目的とし、かつ地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業で、特に持続可能な地域づくりに資すると認めるとき、当該事業を地域主導型再生可能エネルギー事業と認定する。
	長野県大森村	大森村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	全ての再生可能エネルギー発電設備（建築物の屋根・屋上を除く）	あり（抑制区域）	事前届出・同意制（抑制区域は100平方メートルを超える事業及び高さが10メートルを超える風力発電設備の事業について、その他村長が特に必要と認める場合について、原則不同意）	あり（届出前に、地区住民・近隣関係者への説明会）	なし（住民等の理解が得られるように努める義務）	町長の同意が必要	なし	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	なし	環境審議会の意見聴取
	長野県麻績村	麻績村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例	全ての再生可能エネルギー発電設備（建築物の屋根・屋上を除く）	あり（抑制区域）	事前届出・同意制（抑制区域は100平方メートルを超える事業及び高さが10メートルを超える風力発電設備の事業について、その他村長が特に必要と認める場合について、原則不同意）	あり（届出前に、自治会への説明会開催と近隣関係者への周知・説明）	なし（理解が得られるように努める義務）	町長の同意が必要	なし	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	なし	
	長野県南木曽町	南木曽町の自然環境等と再生可能エネルギー設備設置事業との調和に関する条例	500平方メートルを超える事業（建築物の屋根・屋上を除く）	あり（抑制区域）	届出制	あり（届出前に、住民等への説明会）	なし（理解が得られるように努める義務）	あり	なし	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	なし	

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	長野県木祖村	木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	1 0 0 0 平方メートル以上、1 0 キロワット以上（建築物の屋根・屋上を除く）	あり（抑制区域）	事前届出・同意制（抑制区域について、原則不同意）	あり（届出前に、住民等への説明会）	なし（理解が得られるように努める義務）	あり	なし	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	なし	審議会への諮問
	長野県王滝村	王滝村自然環境等と再生可能エネルギー設備設置事業との調和に関する条例	5 0 0 平方メートルを超える事業（建築物の屋根・屋上を除く）	あり（抑制区域）	届出制	あり（届出前に、住民等への説明会）	なし（理解が得られるように努める義務）	あり（届出時に協議会で協議）	なし	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	なし	
	長野県筑北村	筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例	5 0 キロワット以上	あり（抑制区域）	届出・協定締結制	あり（標識の設置、説明会の開催）	あり（近隣関係者へ説明し、同意を得る義務、説明会開催後の再説明、十分な話し合いの機会を設ける努力義務、説明の村長への報告義務）	あり	なし	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、措置命令	なし	
	長野県生坂村	生坂村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例	全ての再生可能エネルギー発電設備（建築物の屋根・屋上を除く）	あり（抑制区域）	事前届出・同意制（抑制区域については原則不同意、ただし1 0 0 平方メートル以下の事業及び高さが1 0 メートル以下の風力発電設備の事業について、その他村長が特に必要と認める場合については例外あり）	あり（届出前に、該当自治会への説明会の開催、近隣関係者への周知説明）	なし（理解が得られるように努める義務）	村長の同意が必要	なし	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	なし	
	長野県上松町	上松町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	1 0 キロワット以上	あり（抑制区域）	届出制	あり（届出前に、住民等への説明会）	なし（理解が得られるように努める義務）	あり（事前協議、協議会を必要に応じて設置）	なし	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	なし	
	長野県富士見町	富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例	1 0 キロワット以上の太陽光発電設備（建築物の屋根・屋上を除く）	あり（禁止区域）	許可制（近接住民の3分の2以上の同意・関係区の同意も必要）	あり（住民等への説明会）	あり（関係区との合意締結）	あり（事前協議、協定締結）	あり（工事完了検査、許可取消し、定期報告、発電終了後の適正処分、売上の届出）	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	なし	
	長野県上田市	上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	抑制区域内で実施しようとする事業区域の面積が1,000平方メートル以上、かつ、太陽光発電設備の発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備設置事業	あり（抑制区域）	届出制	あり（標識の設置、地域住民等への説明会、関係書類の閲覧）	あり（地域住民等との協議）	あり（事前協議、協定締結）	あり（防災・生活被害防止措置、文化財の保存管理、災害復旧）	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表、国・県への通知	なし	
	長野県木曽町	木曽町地域の環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	再エネ特措法2条第3項に規定する設備（送電に係る支柱等を除く。）の設置を行う事業	あり（抑制区域）	届出制（町長の同意も必要、抑制区域内は不同意。ただし事業区域の総面積が100平方メートル以下の事業及び再生可能エネルギー発電設備の高さが10メートル以下の事業又は町長が特に必要と認める場合にあつては、同意可。）	あり（該当自治会の住民への周知、説明会の開催、近隣関係者への周知・説明）	あり（合意・協定の締結）	町長の同意が必要	あり（維持管理、廃止時の対応、そのための資金確保の義務付け）	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表、国・県への報告	なし	「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月（令和2年4月改定）資源エネルギー庁）及び「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2年3月環境省）を遵守を、事業者を求める。廃止時も届出必要
	長野県原村	原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	太陽光を利用した、発電出力10キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備	あり（抑制区域、ただし村長から、当該設置事業を自粛するよう要請するのみ）	届出制（別途環境保全条例に基づく許可を得ることも必要とする。）	あり（地域住民及び近隣関係者に対して周知、説明会の開催、看板の設置）	なし（ただし、地域住民・近隣関係者の理解を得られるよう努力義務）	あり	あり（規則で規定）	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表、国・県への報告	なし	事業終了時の届出
	長野県朝日村	朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例	再エネ特措法第2条第3項に規定する設備の設置を行う事業（建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置する事業及び発電出力10キロワット以下の事業は適用除外）	あり（抑制区域、ただし条例上、当該区域内における記載の定めなし）	届出制	あり（自治会の村民及び近隣関係者に対する説明会の開催）	なし（ただし、左記説明会を開催する際、十分な理解を得ることを求める）	あり	なし	報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	なし	工事完了時の届出
	長野県安曇野市	安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例	太陽光発電設備設置事業のうち、発電出力が1 0 キロワット以上のもの、事業区域の面積が1 0 0 0 平方メートルを超えるもの、事業区域内における土地の高低差が1 3 メートルを超えるものの	あり（禁止区域、抑制区域。抑制区域では、市長が事業者に事業区域に含めないよう求める。）	許可制・届出制	あり（標識の設置、地域住民等に対する説明会の開催）	あり（意見書に対する見解書の提出義務、市長も交えた事業者と地域住民等との協議、地域住民等の同意を得る義務（同意を得ることが許可要件となっている。）、協定の締結）	あり	あり	許可取消、措置命令、改善命令、報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	あり（5万円以下の過料）	再エネ特措法の事業計画の認定申請について、許可を得た後に行うことを要求
	長野県小諸市	小諸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	太陽光発電事業のうち、発電出力が1 0 キロワット以上のもの（5 0 キロワット未満の事業については、一部の規定について適用除外）	あり（禁止区域、抑制区域。抑制区域では、市長が事業者に発電事業を実施しないよう求める。）	許可制・届出制	あり（標識の設置、地域住民等に対する説明会の開催）	あり（回答の努力義務、話し合いの機会を設ける義務、地域住民等の同意を得る義務（同意を得ることが許可要件となっている。）、協定の締結）	あり	あり	許可取消、措置命令、改善命令、報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表	あり（5万円以下の過料、同前規定）	

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	長野県辰野町	辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例	発電出力の合計が30キロワット以上の再生可能エネルギー発電施設を設置し維持管理及び運用を行うもの（建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電施設を設置するものを除く。）	あり（禁止区域）	許可制・届出制	あり（周辺住民及び関係区に対する説明・説明会の開催）	あり（事業区域が5,000平方メートル以上の場合、関係区の同意義務）	あり（事業区域が3,000平方メートル以上の場合。事業区域が5,000平方メートル以上の場合はさらに協定締結）	あり	許可取消、報告徴収・立入検査、指導・助言・勧告、公表、国・県への報告	なし	維持管理・廃止の資金確保の証明として、資金通帳等を町に提出することを要求する。 事業区域が5,000平方メートル以上の場合、審議会の諮問を必要とする。
	長野県中川村	中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例	太陽光発電施設を設置する事業で、発電出力が10キロワット以上のもの（屋根置きを除く）	あり（禁止区域）	届出制	あり（周辺関係者への説明会の開催）	あり（協定書の締結）	あり	あり（太陽光発電施設の維持管理に要する費用、更新又は廃止後において行う措置に要する費用確保の義務付け）	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表	なし	維持管理・廃止の資金確保の証明として、資金証明書等の書類提出による報告を求めることができる。 事業廃止の届出
	長野県長野市	長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例	太陽光発電設備の設置を行う事業のうち、市の区域内に定格出力の合計が20キロワット以上の太陽光発電設備の設置を行うもの	なし（ただし、一定区域における事業、一定以上の規模の事業に限定した事前協議の規定あり）	届出制	あり（隣接住民等への説明会の開催）	あり	あり（災害等の危険のある区域、事業区域の面積が3,000平方メートルを超える特定事業に限定）	なし	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表、国・県への報告	なし	
	長野県山形村	山形村太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例	発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備（屋根置きを除く）	あり（設置抑制区域、うち土砂災害警戒区域等への設置については、住民の同意を必要とする。）	届出制	あり（住民説明会の開催、周知の実施）	あり（会議録の作成・提出、協定書の作成、農地法その他の法令に基づく許認可等の申請手続が必要となる場合の、説明会と協議の事前実施義務）	あり	あり	指導、助言、勧告、公表	なし	設置抑制区域である農用地区域において、営農型発電事業は適用除外
	長野県諏訪市	諏訪市環境と再生可能エネルギー発電等設備設置事業との調和に関する条例	発電出力が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電等設備に係る事業、太陽熱の集熱器の面積が100平方メートル以上の再生可能エネルギー発電等設備に係る事業、熱利用の出力が100キロワット以上の再生可能エネルギー発電等設備に係る事業（屋根置きを除く）	あり（抑制区域）	届出制	あり（地域住民等及び施設関係者に対する説明会の開催、標識の設置）	なし（ただし、地域住民等及び施設関係者の理解が得られるよう努める義務あり。）	あり	なし	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表、国・県への報告	なし	設備廃止時の届出
	長野県青木村	青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例	太陽光発電事業	あり（禁止区域）	届出制（届出前に事業計画書の提出も必要とする）	あり（標識の設置、周辺住民等、村民又は関係する自治会に対する説明会の開催、同意に先立つ近隣住民等への説明と、同意の有無を判断できる資料又は情報の提供）	あり（事業計画書案の提出に先立つ、近隣住民等の対象者の3分の2以上の同意の義務付け）	あり	あり	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、停止命令、措置命令、公表	なし	災害時及び廃止後の措置に充てる費用について、計画的に積み立てをする義務付け 廃止時の届出
	長野県信濃町	信濃町太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例	太陽光発電設備の定格出力が20キロワット以上で、かつ事業区域が400平方メートル以上の太陽光発電事業（太陽光発電設備を建築物の屋根、屋上又は壁面等に設置するものを除く）	あり（抑制区域）	届出制	あり（隣接住民等への説明、説明会の開催）	あり（隣接住民等との協議、対象住民全員からの届出前の同意義務）	あり	あり	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表、国・県への報告	なし	
	長野県伊那市	伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例	発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備 事業区域の面積が1,000平方メートルを超えるもの 事業区域内における土地の高低差が13メートルを超えるもの	あり（禁止区域、抑制区域）	許可制・届出制（許可事業者はさらに工事着手の届出が必要。）	あり（標識の設置、地域住民等への説明会の開催）	あり（協議義務、自治会等の長等の同意を得る義務（かつ同意を許可要件とする）、協定締結義務）	あり（抑制区域内では、協議内容を加重している。）	あり	許可取消、措置命令、改善命令、報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表、一時停止命令、国・県への通知	あり（5万円以下の過料）	太陽光発電設備の維持管理に要する費用、及び太陽光発電設備を撤去するために必要な費用その他事業の廃止に要する費用の確保義務 紛争解決のための市長のあっせん（必要に応じ、紛争調整委員会の意見を聴く）
	長野県塩尻市	塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	太陽光発電設備の設置を行う事業のうち、本市の区域内に定格出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電設備の設置を行うもの（建築物の屋根、屋上又は壁面に設置を行う事業を除く）	あり（抑制区域、市長は事業者に対し抑制区域を事業区域に含めないよう求める。）	届出制	あり（隣接住民等に対する説明会の開催、説明）	あり（協定締結義務）	あり（市長との協定締結義務もあり）	あり（努力義務）	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表、国・県への報告	なし	

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	長野県喬木村	喬木村における太陽光発電設備の規制等に関する条例	事業区域の面積が300平方メートル以上、かつ、太陽光発電設備の出力が10キロワット以上の太陽光発電事業（屋根置きを除く）	あり（禁止区域、抑制区域、促進区域（促進区域について、許可基準の緩和規定はなし。））	許可制・届出制	あり（周辺住民及び区等に対する説明会の開催）	あり（協議義務、協定の締結）	あり	あり	許可取消、報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表、国・県への通知	なし	事業の実施に要する維持管理経費及び設備撤去費用その他の廃止の際に要する資金を確保する義務 許可申請時の環境保全審議会への諮問
	静岡県富士宮市	富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	太陽電池モジュールの総面積が1,000平方メートル以下の事業及び再生可能エネルギー発電設備の高さが10メートル以下の事業、建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置する事業は適用除外	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。抑制区域内は原則不同意（太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下で、抑制区域内の規則で定める区域にあつては、この限りでない。））	あり（自治会に対する説明会の開催、近隣関係者に対する説明）	なし	事業施行前の市長の同意が必要	なし	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表	なし	
	静岡県伊東市	伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	事業区域が1,000平方メートル以上かつ総発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備設置事業（建築物に設置する場合を除く）	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。抑制区域内は原則不同意（太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下で、規則で定めるもののうち、市長が条例の目的に照らして支障がないと認めるものは、この限りでない。））	あり（地域住民等に対する説明会の開催）	なし	事業実施前の市長の同意が必要	なし	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表	なし	
	静岡県伊豆市	伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	再エネ特措法第2条第3項に掲げるエネルギー源のうち太陽光、風力、地熱及びバイオマスの発電事業で、発電出力が10キロワット以上かつ事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの（一部区域では500平方メートル以上のもの）	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。抑制区域内は原則不同意（太陽光発電で太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の事業、風力発電で地盤面からブレードの頂部までの高さが10メートル以下の事業は、この限りでない。））	あり（地元自治会等、近隣関係者に対する説明）	なし	事業実施前の市長の同意が必要	あり	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表	なし	事業停止時の届出
	静岡県下田市	下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	再エネ特措法第2条第3項の太陽光、風力の発電事業で、太陽光については事業区域が1,000平方メートル以上のもの（建築物設置を除く）、風力については事業区域が1,000平方メートル以上（1,000平方メートル未満でも、発電設備の高さが10メートルを超えるか、当該設備の高さが接線を超えるものは適用あり）	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。抑制区域内は原則不同意（太陽光発電で太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の事業、風力発電で発電設備の高さが13メートル以下で、かつ、当該設備の高さが接線を超えない事業は、この限りでない。））	あり（近隣関係者への説明会の開催、関係書類の閲覧）	あり（協議）	事業施行前の市長の同意が必要	なし	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、経産省への報告、公表	なし	
	静岡県河津町	河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	再エネ特措法第2条第3項の太陽光、風力の発電事業で、太陽光については事業区域が2,000平方メートル以上のもの（建築物設置を除く）、風力については事業区域が2,000平方メートル以上（2,000平方メートル未満でも、発電設備の高さが10メートルを超えるか、当該設備の高さが接線を超えるものは適用あり）	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。抑制区域内は原則不同意（太陽光発電で太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の事業、風力発電で発電設備の高さが13メートル以下で、かつ、当該設備の高さが接線を超えない事業は、この限りでない。））	あり（近隣関係者への説明会の開催、関係書類の閲覧）	あり（協議）	事業施行前の市長の同意が必要	なし	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、経産省への報告、公表	なし	
	静岡県松崎町	松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	再エネ特措法第2条第4項の太陽光、風力の発電事業で、太陽光については事業区域が1,000平方メートル以上のもの（建築物設置を除く）、風力については事業区域が1,000平方メートル以上（1,000平方メートル未満でも、発電設備の高さが10メートルを超えるか、当該設備の高さが接線を超えるものは適用あり）	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。抑制区域内は原則不同意（太陽光発電で太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の事業、風力発電で発電設備の高さが13メートル以下で、かつ、当該設備の高さが接線を超えない事業は、この限りでない。））	あり（近隣関係者への説明会の開催、関係書類の閲覧）	あり（協議）	事業施行前の市長の同意が必要	なし	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、経産省への報告、公表	なし	届出時に、説明会実施記録の添付必要
	静岡県東伊豆町	東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例	再エネ特措法第2条第3項の太陽光発電事業で、事業区域が1,000平方メートル以上のもの（建築物設置を除く）	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。抑制区域内は原則不同意（太陽光発電で太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の事業で、町長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。））	あり（地域住民等への説明会の開催、関係書類の閲覧）	あり（協議）	事業実施前の市長の同意が必要	なし	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、経産省への報告、公表	なし	届出時に、説明会実施記録の添付必要

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

静岡県西伊豆町	西伊豆町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	再エネ特措法第2条第4項の太陽光、風力の発電事業で、太陽光については事業区域が1,000平方メートル以上のもの（建築物設置を除く）、風力については事業区域が1,000平方メートル以上（1,000平方メートル未満でも、発電設備の高さが10メートルを超えるか、当該設備の高さが後線をを超えるものは適用あり）	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。抑制区域内は原則不同意（太陽光発電で太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の事業、風力発電で発電設備の高さが13メートル以下で、かつ、当該設備の高さが後線を超えない事業は、この限りでない。））	あり（地域住民等への説明会の開催、関係書類の閲覧）	あり（協議）	なし（ただし事業施行前の市長の同意は必要）	なし	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、経産省への報告、公表	なし	届出時に、説明会実施記録の添付必要
静岡県伊豆の国市	伊豆の国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	再エネ特措法第2条第3項の太陽光、風力の発電事業で、発電出力が50キロワット以上の事業で、事業区域が1,000平方メートル以上（景観重点整備地区にあるものについては、500平方メートル以上）のものに適用（建築物の屋根・屋上に設置するものを除く）	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。抑制区域内は原則不同意（太陽光発電で太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の事業、風力発電で地盤面からブレードの頂部までの高さが10メートル以下の事業は、この限りでない。））	あり（地域住民等への説明会の開催）	なし	事業実施前の市長の同意が必要	あり	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表	なし	
静岡県藤枝市	藤枝市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	再エネ特措法第2条第4項の太陽光、風力及びバイオマスの発電事業で、事業区域の面積が1,000平方メートル以上の事業か、再生可能エネルギー発電設備の高さが15メートルを超える事業（建築物の屋根・屋上に設置するものを除く）	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。抑制区域内は原則不同意（関係住民等との手続が適切に行われた事業であって、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものについては、この限りでない。））	あり（広告、事業計画書の縦覧及び説明会の開催等を通じた関係住民等への周知、見解書の広告・縦覧）	あり（意見書・再意見書の提出と、それらに対する見解書の提出義務）	事業実施前の市長の同意が必要	あり	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表並びに公表内容及び公表の事実についての国及び県への報告	なし	事業中止時の届出
静岡県島田市	島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	再エネ特措法第2条第2項に規定する発電設備のうち太陽光又は風力を電気に変換する設備及びその附属設備であって、次に掲げるもの ア 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備にあっては、発電出力が1,000キロワット以上のもの イ 風力を電気に変換する設備及びその附属設備にあっては、発電出力が1,000キロワット以上のもの及び地盤面から風車を支持する工作物の頂部までの高さが50メートル以上のもの	なし	届出制（市長の同意も必要）	あり（近隣関係者に対する事業計画の案について説明）	あり	あり	あり	報告徴収・立入調査、指導・助言・勧告、公表及び公表内容の国への報告	なし	事業終了時の届出
静岡県函南町	函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	(1) 太陽光 事業地の敷地面積が1,000平方メートル以上の事業 (2) 風力 発電設備の高さが10メートルを超える事業	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。抑制区域内は原則同意しない。）	あり（説明会）	なし（理解を得られるよう努める義務はあり）	市長の同意が必要	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言又は勧告、公表	なし	
静岡県袋井市	袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	10KW以上のものはすべて対象（建築物の上や、自家消費を目的とした同一敷地内設置のものは対象外） (2022年4月改正より)	市域全域が抑制区域	届出制（市長の同意も必要。） 発電出力50KW以上の事業については市長の同意が必要。但し、発電設備の規模が次を超えるものは、原則同意しない。 ・太陽光発電設備は、太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡ ・風力発電設備は、再生可能エネルギー発電設備の高さが20m	あり（近隣関係者への説明会）	あり	一定規模以上のものは市長の同意が必要	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	
静岡県焼津市	焼津市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	太陽光発電：事業区域が1,000平方メートル以上の発電設備を設置する事業（屋根置きは除く） 風力発電：発電施設の高さが10メートルを超える発電設備を設置する事業	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。抑制区域内は原則同意しない。）	あり（地域住民等への説明会）	なし	市長の同意が必要	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	
静岡県裾野市	裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	以下は届出が必要。 ・事業区域2,000平方メートル以上の事業 ・太陽電池モジュールの総面積が1,000平方メートル以上の事業（注釈 ただし、建築物の屋根または屋上で行う太陽光発電事業は、対象外） ・風力発電設備の高さが10メートル超える事業	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要。） 以下の場合には同意しない。 抑制区域 かつ ・事業区域10,000平方メートル以上の事業 ・太陽電池モジュールの総面積が5,000平方メートル超える事業 ・風力発電設備の高さが10メートル超える事業	あり（近隣関係者への説明会）	なし	市長の同意が必要	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	
静岡県浜松市	浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例	太陽光発電施設：発電出力が20キロワット以上（屋根置き等を除く） 風力発電施設：発電出力が100キロワット以上	なし	届出制	あり（近隣関係者への周知）	なし	なし	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、命令、公表	なし	

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	静岡県長泉町	長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	太陽光発電： ・土地に自立して設置するもののうち、事業区域が1,000平方メートル以上の事業 ・建築物に設置するもののうち、太陽光モジュールの総面積が1,000平方メートル以上の事業 風力発電事業： ・事業区域が1,000平方メートル以上または発電設備の高さが10メートル以上の事業	あり（抑制区域）	届出制（町長の同意も必要） 事業区域の全部または一部が抑制区域に位置している事業は原則同意しない。	あり（利害関係者に対する説明会）	なし	町長の同意が必要	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	
	静岡県熱海市	熱海市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	太陽光：事業区域の面積が4 0 0 平方メートル以上の事業 (2022年10月改正～) 風力：再生可能エネルギー発電設備の地盤からブレードの頂部までの高さが1 0メートル以上の事業	あり（抑制区域）	届出制（市長の同意も必要、事業区域の全部または一部が抑制区域に位置している事業は原則同意しない。）	あり（地元自治会等への説明会）	なし（地元自治会等の理解が得られるよう努める義務）	あり（市長同意と別途に、事前協議の規定あり）	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	太陽光について廃棄費用の積立義務あり（2022年10月改正）
	静岡県沼津市	沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	太陽光： 事業区域が1,000平方メートル以上の事業（建築物に設置するものについては対象外） 風力発電事業： 事業区域が1,000平方メートル以上の事業又は再生可能エネルギー発電設備の高さが10mを超える事業	あり（抑制区域）	届出制（別途市長の同意も必要、事業区域の全部または一部が抑制区域に位置している事業は以下の場合を除き同意しない。 太陽光： ・事業区域が10,000平方メートル未満、かつ、太陽電池モジュールの総面積が5,000平方メートル以下の事業で、条例の目的に照らして支障がないと認められる場合。 風力発電： ・事業区域が10,000平方メートル未満、かつ、再生可能エネルギー発電設備の高さが13メートル以下の事業で、条例の目的に照らして支障がないと認められる場合。）	あり（近隣関係者への説明会）	なし（近隣関係者の理解が得られるよう努める）	市長の同意が必要	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	
	静岡県駿田市	駿田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	太陽光：事業区域の面積が1,000㎡以上 風力：発電出力が100kW以上	なし	届出制（別途市長の同意が必要、事業者の手続きが適切であって、事業計画が自然環境及び生活環境の保全上支障がないと認めるときは、市長は事業について同意する）	あり（近隣関係者等への説明会）	あり（近隣関係者等の理解が得られるよう努める、地元自治会と協定の義務あり）	市長の同意が必要	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表、国への報告	なし	
	静岡県御前崎市	御前崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	太陽光：事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの 風力：すべての風力発電 バイオマス：事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの （但し屋根置き等は除く）	あり（抑制区域）	届出制（別途市長の同意が必要、事業区域の全部または一部が抑制区域に位置している事業は原則同意しない。）	あり（近隣関係者への周知）	なし（近隣関係者の理解が得られるよう努める）	市長の同意が必要	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	
	静岡県湖西市	湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例	太陽光：発電出力が10kw以上 風力発電設備：発電出力が10kw以上 （但し屋根置き等は除く）	あり（抑制区域）	届出制（別途市長の同意が必要、事業区域の全部または一部が抑制区域に位置している事業は原則同意しない。）	あり（地域住民等への説明会）	なし（地域住民等の理解が得られるよう努める）	市長の同意が必要	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	
中部												
	愛知県瀬戸市	瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	（太陽光のみ） 事業の用に供する土地の区域の面積の合計が1，0 0 0 平方メートル以上の設備 又は、 太陽光発電設備の発電出力の合計が5 0 キロワット以上の設備	あり（抑制区域、審議会の意見を聞いて定める）	届出制 及びメガソーラー（発電出力の合計が1，0 0 0 キロワット以上の太陽光発電設備）は同意制	あり（地域住民等への周知）	地域住民等からの意見聴取（市長へ報告）、メガソーラーについては自治会等の地元組織と協定が必要	あり ※審議会の意見を聴く	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	あり	
	愛知県東栄町	東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例	再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請又は再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をしようとする事業 その他町長が定めるもの （但し屋根置き等は除く）	あり（事業抑制区域。当該区域内では、町長から事業者への事業抑制の依頼等が可能。事業者の回答義務の他、事業抑制区域では想定される影響とその対策も計画に盛り込む必要あり）	届出制	あり（環境保全条例に基づき、町長及び行政区長が必要とする者に対して、周知）	なし（環境保全条例に基づき、町長及び行政区長が必要とする者の理解を得るよう努める）	あり（環境保全条例に基づく協議・調整が必要）	あり	報告の提出、立入調査、指導・助言及び勧告、公表	なし	

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

愛知県大府市	大府市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	(1) 事業区域の面積の合計が1, 0 0 0 m ² 以上になる場合 (2) 事業区域の面積が1, 0 0 0 m ² 未満であっても、当該事業区域に隣接する区域（または一団の土地）において、同一事業者が既に施行、又は施行中の事業の用に供する土地の事業区域の面積を合算して1, 0 0 0 m ² 以上になる場合	なし	届出制（市長との事前協議により、当該設置事業が適当である旨の意見を付した協議の終結の通知を受けた者への届出義務、なお当該通知を受けずに工事を行った場合、罰金が課される。）	地域住民等への設置事業の内容について周知	あり	あり	あり	指導・助言、勧告、命令、公表、立入調査	あり（30万円以下の罰金、両罰規定あり。）	審議会からの意見聴取
愛知県南知多町	南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例	南知多町内における全ての事業。ただし、屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものは除く。	あり（事業抑制区域、市長から事業抑制を依頼でき、事業者にはそれに対する回答義務あり。）	届出制	あり（地域住民への説明会開催等による周知、届出内容の通知）	なし（協定締結の努力義務）	あり	なし	指導、勧告、公表	なし	
愛知県美浜町	美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例	小形風力発電設備 風力発電設備であって、そのロータの受風面積が25平方メートル以上で、かつ、その出力が50キロワット未満のもの。	なし	届出制	あり	あり	なし（届出のみ）	あり	助言、指導、勧告、命令、公表、実態調査	なし	騒音・低周波音の基準あり（ただし努力義務）
岐阜県御嵩町	御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例	全ての事業。ただし、屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものは除く。	なし	届出制	あり（合意形成に努める）	なし（合意形成に努める）	なし（届出のみ）	あり	指導、勧告、公表、立入調査	なし	
岐阜県中津川市	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	発電出力10キロワット以上の地上に設置する太陽光発電事業	あり（抑制区域、事業者は抑制区域を事業区域に含まないようにする努力義務）	届出制	あり（自治会への説明、説明会の開催、標識の設置）	あり（協定締結義務）	なし（届出のみ）	あり	助言、指導、勧告、公表、立入調査	なし	事業廃止時の適正な処分を行う義務 事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合に、当該土地所有者を当該再生可能エネルギー発電設備の所有者とみなす旨の規定あり
岐阜県恵那市	恵那市太陽光発電設備設置に関する条例	太陽光発電設備設置事業のうち、事業区域が1,000平方メートル以上であって、土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものを対象。ただし、規定する区域において、土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うときは、事業区域が1,000平方メートル未満であっても対象。	あり（設置が適当でない区域）	届出制（再生可能エネルギー発電事業計画の認定前の届出を求める。届出と別途市長の同意が必要。）	あり（標識の掲示、届出事業者の地域住民等への通知、地域住民への周知及び説明会の開催、近隣関係者への周知及び説明、なお、近隣関係者への説明は、発電出力の合計が10キロワット以上の土地に自立する太陽光発電設備の設置を行う事業を対象とする。）	あり（協定締結の努力義務）	あり（届出時の協議、協定締結義務）	あり（適正な管理の努力義務、協定締結後の設置完了・廃止時の届出）	助言、指導、勧告、公表、同意取消、協定の解除	なし	
岐阜県関市	関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	事業区域の面積が1, 0 0 0 平方メートル以上の太陽光発電設備設置事業。屋根又は屋上に設置するものを除く。	なし	届出制	あり	なし（理解を得るよう努める）	あり（届出時の協議）	なし	助言、指導、勧告、公表、立入調査	なし	
岐阜県瑞浪市	瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	(1) 太陽光発電設備のうち、事業区域の面積1, 0 0 0 平方メートル以上のもの又は事業区域の発電設備の出力が5 0 キロワット以上のもの (2) その他市長が定める再生可能エネルギー発電設備 屋根又は屋上に設置するものを除く。	あり（事業実施抑制区域、市長が事業の実施の抑制を事業者に依頼し、それに対し事業者は回答する義務がある）	届出制	あり（関係書類の閲覧、標識の設置、説明会の開催）	なし（理解を得るよう努める）	あり（事業計画の市長との調整）	あり	助言、指導、勧告、経産省への報告・公表、立入調査	なし	
岐阜県可児市	可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例	発電出力が20キロワット以上の太陽光発電事業	あり（抑制区域、市長が業者に対し、抑制区域を事業区域に含めないよう求める）	届出制（協定締結義務）	あり（説明会開催等による周知）	なし（理解を得るよう努める、意見についての市長への報告）	あり（事前協議、協定締結義務）	あり（技術基準の遵守）	助言、指導、勧告、公表、立入調査、質問	なし	
三重県南伊勢町	南伊勢町自然環境等と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例	(1) 太陽光をエネルギー源とする発電設備のうち、事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの、事業区域の発電出力が50キロワット以上のもの又は海上を含む水域に設置するもの (2) 風力をエネルギー源とする発電設備のうち、高さが13メートル以上のもの又は海上を含む水域に設置するもの (3) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をエネルギー源とする発電設備	あり(事業抑制区域、事業の実施の抑制を事業者に依頼することのできる区域、審議会の意見を聞いて指定、依頼に対する事業者の回答義務)	届出制	あり（説明会の開催、標識の設置、関係書類の閲覧）	なし（理解を得るよう努める）	あり（事業計画の町長との調整）	あり（報告）	助言、指導、勧告、公表、立入調査	なし	

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	三重県鳥羽市	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例	(1) 太陽光をエネルギー源とする発電設備のうち、事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの、事業区域の発電出力が50キロワット以上のもの又は海上を含む水域に設置するもの (2) 風力をエネルギー源とする発電設備のうち、高さが10メートル以上のもの又は海上を含む水域に設置するもの (3) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。））をエネルギー源とする発電設備	あり(事業抑制区域、事業の実施の抑制を事業者に依頼することのできる区域、審議会の意見を聞いて指定、依頼に対する事業者の回答義務)	届出制	あり（説明会の開催、標識の設置、関係書類の閲覧）	なし（理解を得るよう努める）	あり（事業計画の司長との調整）	あり（報告）	助言、指導、勧告、公表、立入調査	なし	
	三重県名張市	名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例	建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋上、屋根、壁面のいずれかに設置される太陽光発電設備以外のもので、発電した電力を電気事業者等へ供給している設備	なし	届出制	あり（説明会の開催）	あり（配慮すべき地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる義務）	あり（事前協議）	あり（報告）	助言、指導、勧告、公表、立入調査	なし	事業者が計画的に資金を積み立てることその他の方法により、特定設備の維持管理及び特定設備の廃止後の措置に要する費用を確保する義務
	三重県志摩市	志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	(1) 太陽光をエネルギー源とする発電設備のうち、事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの、事業区域の発電出力が50キロワット以上のもの又は海上を含む水域に設置するもの ただし、建築物の屋根、壁面又は屋上で行う事業若しくは、農業生産を行う農地の上部空間で行う事業は除く。 (2) その他市長が定める再生可能エネルギー発電設備	あり(事業抑制区域、事業の実施の抑制を事業者に依頼することのできる区域、審議会の意見を聞いて指定、依頼に対する事業者の回答義務)	届出制	あり（説明会の開催、標識の設置、関係書類の閲覧）	なし（理解を得るよう努める）	あり（事業計画の町長との調整）	あり（報告）	助言、指導、勧告、経産省への報告・公表、立入調査	なし	
関西												
	滋賀県米原市	米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例	再エネ特措法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根または屋上に設置する太陽光発電施設を除く。）	あり（設置禁止区域）	許可制・届出制（許可は事業区域の面積が1,000平方メートル以上の敷地で発電事業を実施しようとする者についてのみ必要）	あり（関係住民等への説明）	なし	なし	あり	立入検査、報告徴収、許可取消、措置命令、改善命令、指導・助言・勧告、公表	なし	太陽光発電施設の維持管理費用、発電施設の解体、撤去、発生廃棄物の処理に必要な費用その他の発電施設廃止に要する費用確保の義務 許可申請時、関係市町村に意見を求めることができる。 廃止時も届出
	滋賀県大津市	大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例	太陽光発電設備で、次のいずれかに該当するもの（屋根置きは除く） 事業区域の面積が1,000平方メートルを超えるもの 事業区域内における高低差が13メートルを超えるもの 発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備を設置するもの 支柱型太陽光発電設備を設置するもの	あり（禁止区域、抑制区域）	許可制・届出制	あり（周辺住民等への説明会等による周知）	あり（協議、市長による意見調整、協定締結の努力義務）	あり	あり	許可取消、措置命令、改善命令、報告徴収・立入調査、勧告、公表	なし	許可申請について、手数料規定あり 紛争に関する市長によるあっせん、紛争調整委員会の規定あり
	京都府京丹後市	京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例	太陽光発電設備の出力の合計が10キロワット以上のもの（屋根置きを除く）	なし	届出制	あり（近隣関係者への説明会等による周知、事業計画の提示）	なし（近隣関係者の理解を得る努力義務はあり）	あり	あり	報告・立入調査、勧告、措置命令、公表	なし	廃止時の届出
	京都府亀岡市	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例	太陽光発電事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 事業区域の面積が500平方メートル以上のもの 事業区域内における高低差が13メートル以上のもの 事業区域内の傾斜度が25度以上のもの	あり（事業禁止区域）	許可制・届出制	あり（周辺住民等への事前周知、説明会の開催）	あり（周辺住民等、地元団体等との協議）	あり	あり	停止命令、措置命令、許可取消、報告徴収・立入調査、勧告、公表	なし	廃止時の届出
	京都府南丹市	南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例	太陽光発電施設を利用し発電を行う事業であって、出力の合計が10キロワット以上のもの	なし	届出制	あり（周辺住民等への説明会の開催、太陽光発電施設の管理者等に関する情報）	あり	あり	あり	報告徴収・立入調査、助言、指導、勧告、措置命令、公表	なし	廃止時の届出

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	京都府八幡市	八幡市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例	太陽光発電事業の用に供する土地の区域の面積が500平方メートル以上の事業	あり（禁止区域、抑制区域、なお抑制区域では、市長は事業者に対して抑制区域を事業区域に含めないよう求めることができるのみ）	届出制	あり（周辺住民等への説明会の開催等による周知、太陽光発電施設の管理者等に関する情報）	なし（周辺住民等への理解を得る努力義務はあり）	あり	あり	報告徴収・立入調査、助言、指導、勧告、措置命令、公表	なし	事前協議時、関係市町村の意見を求めることができる。 廃止時の届出
	京都府南山城村	南山城村太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例	太陽光発電事業の内、次に掲げるもの 事業区域の面積が1,000平方メートルを超えるもの 事業区域内における高低差が13メートルを超えるもの 発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備を設置するもの 支柱型太陽光発電設備を設置するもの	あり（事業禁止区域）	許可制・届出制	あり（周辺住民等への説明会の開催等による周知、太陽光発電施設の管理者等に関する情報の掲示）	あり（周辺住民等・地元団体等との協議）	あり（再生エネルギー発電事業計画の認定申請をする前に行う必要あり）	あり	停止命令、措置命令、許可取消、報告徴収・立入調査、勧告、公表	なし	廃止時の届出
	京都府木津川市	木津川市における太陽光発電設備に関する条例	太陽光発電事業のうち、発電出力が50キロワット以上あるいは事業区域の面積が500平方メートル以上の太陽光発電設備を設置する事業（建築物に太陽光発電設備を設置する事業を除く）	あり（抑制区域）	届出制（別途市長の同意必要。抑制区域外は同意義務、抑制区域内の場合、原則不同意。ただし、発電出力が50キロワット以上かつ事業区域の面積が500平方メートル未満の事業にあっては、この限りでない。）	あり（抑制区域内で左記の例外に該当する場合、近隣関係者への説明会の開催、その他関係者への説明の義務付け）	なし	なし（事業施行前の市長の同意は必要）	あり（廃止時の必要な措置）	報告徴収・立入調査、指導、助言、勧告、経産省への報告及び公表	なし	
	京都府京丹波町	京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例	太陽光発電施設を設置し発電を行う事業であって、太陽光発電施設の出力の合計が10キロワット以上のもの	なし	届出制	あり（周辺住民等への説明会の開催等による周知、事業者等に関する情報の掲示）	なし（周辺住民等の理解を得るように努める義務）	あり	あり	報告徴収・立入調査、指導、助言、勧告、措置命令、公表	なし	廃止時の届出
	大阪府箕面市	箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例	太陽光発電設備で出力の合計が十キロワット以上のもの又は発電設備の面積の合計が百平方メートル以上のもの（屋根置きを除く）	あり（禁止区域）	許可制・届出制	あり（周辺住民への説明）	あり（周辺住民との特定設置事業協定書の締結、なお当該締結を許可要件とする。）	あり	なし	許可取消、報告徴収・立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	
	大阪府堺市	堺市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例	太陽光発電施設を利用し発電を行う事業（で、出力の合計が10キロワット以上のもの）	あり（抑制区域、市長は事業者に対し事業区域に含まないように求めることができるのみ）	届出制	あり（周辺関係者への説明会開催等による説明）	なし（ただし関係者の理解を得るように努める義務あり）	あり	あり	報告徴収・立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	届出時に、町長が関係市町村に意見を求めることができる 廃止時の届出
	大阪府豊能町	豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例	太陽光発電施設太陽光発電事業のうち、発電施設の出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（禁止区域）	許可制・届出制	あり（周辺関係者に対する、説明会の開催等による周知）	あり（周辺関係者等との協議義務及び太陽光発電事業協定書の締結、なお当該締結を許可要件とする。）	あり	あり	許可取消、報告徴収・立入調査、指導、助言、勧告、措置命令、公表、条例違反内容の国への報告	なし	廃止の届出
	大阪府熊取町	熊取町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例	太陽光発電施設を利用し発電を行う事業で、出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（抑制区域、市長は事業者に対し抑制区域を事業区域に含まないように求めることができるのみ。）	届出制	あり（周辺関係者に対する、説明会の開催等による周知）	なし（ただし周辺関係者の理解を得るように努める義務あり）	あり	あり	報告徴収・立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	廃止の届出
	兵庫県	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例	太陽光発電施設について、5,000㎡以上の施設（区域によっては、1,000㎡以上5,000㎡未満） 風力発電施設について、出力が1,500キロワット以上（環境影響評価に関する条例第2条第3号に規定する特別地域に設置するものにおいては、500キロワット以上）（区域によっては、20キロワット以上1,500キロワット未満、さらに特別地域に設置するものにおいては、20キロワット以上500キロワット未満）	地域の特性を踏まえ、太陽光発電施設等と地域環境との調和を特に図る必要があると認める区域について、関係市町村長の意見を聴いて、一定の規定が適用される太陽光発電施設等の規模又は能力の下限を、一定の範囲内で別に規則で定めることができる。	届出制	あり（近隣関係者への説明）	なし（ただし近隣関係者の理解を得るように努める義務あり）	なし	あり（努力義務）	報告徴収、指導・助言、勧告・公表	あり（5万円以下の罰金、同罰規定あり）	廃止の届出 市町村条例との調整規定あり
	兵庫県赤穂市	赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	発電出力50キロワット以上の太陽光発電施設を設置する事業及び発電出力20キロワット以上の風力発電設備を設置する事業（建築物に設置する場合と、原条例の適用がある場合を除く）	あり（抑制区域、市長は規則で定めるところにより区域内で事業を行わないよう協力を求めることができる。）	届出制	あり（自治会の住民及び近隣関係者に対する説明会の開催）	なし（ただし、住民等の理解が得られるように務める努力義務あり）	あり	あり（努力義務）	報告・立入調査、指導・助言、勧告、公表	なし	事前協議時、審議会に訪問して審査を実施する。
	兵庫県多可町	多可町太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例	発電出力10キロワット以上の太陽光発電施設（原条例の適用がある場合を除く）	なし	届出制	あり（近隣関係者に対する説明）	なし（ただし、近隣関係者の理解が得られるように務める努力義務あり）	なし	あり（努力義務）	報告徴収、指導・助言、勧告、公表	なし	設置完了後の増設工事、廃止時も届出
	兵庫県粟粟市	粟粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例	発電出力10キロワット以上及び太陽電池の合計出力10キロワット以上の太陽光発電施設（原条例の適用があるものを除く）	あり（禁止区域、区域内では原則設置禁止）	届出制	あり（近隣関係者に対する説明）	なし（ただし、近隣関係者の理解が得られるように務める努力義務あり）	なし	あり	報告、立入調査、指導・助言、勧告、公表、関係市町村及び行政機関の長に対する情報提供	なし	廃止時も届出
	兵庫県三木市	三木市太陽光発電施設の設置に関する条例	発電出力50キロワット以上の太陽光発電施設（原条例の適用があるものを除く）	あり（禁止区域、区域内では原則設置禁止）	届出制	あり（近隣関係者に対する説明）	なし（ただし、近隣関係者の理解が得られるように務める努力義務あり）	あり	あり	報告徴収、指導・助言、勧告、公表	なし	廃止時も届出

* 本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

兵庫県神戸市	神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	発電出力が10キロワット以上の太陽光発電施設（建築物に設置するもの、電気事業者その他の者に電気を供給しないものを除く）	あり（禁止区域、許可を要する区域、禁止区域内では原則設置禁止、許可を要する区域と禁止区域内で設置が認められる場合は、許可が必要。）	許可制・届出制	あり（近隣関係者に対する説明会等による説明）	なし（ただし、近隣関係者の理解が得られるように努める努力義務あり）	なし	あり	許可取消、報告、立入調査、指導・助言、勧告、公表、措置命令	あり（5万円以下の過料）	維持管理・廃棄費用の積み立て義務 廃棄等費用に係る現金(保証金)の金銭機関への預入と、それに対する市の責任の設定が許可要件となっている。 事業区域の面積が5ヘクタール以上のものは、損害賠償責任保険への加入も義務付けられる。 廃止時届出あり
兵庫県西脇市	西脇市太陽光発電設備の設置手続に関する条例	発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備（原条例の適用がある場合を除く）	なし	届出制	あり（標識の掲示、近隣関係者に対する説明会等による説明）	なし（ただし、近隣関係者の理解が得られるように努める努力義務あり）	あり	あり（努力義務）	報告徴収、指導・助言、勧告、公表	あり（5万円以下の過料、罰則規定あり）	廃止時の届出
奈良県	奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例	5000㎡以上の太陽光発電施設又は設置規制区域内に設置される施設	あり（設置規制区域）	許可制・届出制	あり（地域住民等への説明会の開催と実施状況の概要の公表）	なし（ただし地域住民等の理解を得るように努める義務あり）	なし	あり（原則に基づく基準、設置等計画に従った維持管理）	指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告、措置命令、許可取消、公表	あり（5万円以下の過料、罰則規定あり）	許可申請時の、申請者の環境に及ぼす影響の調査義務 市町村条例との調整規定あり
奈良県御所市	御所市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備	あり（禁止区域、抑制区域、禁止区域内では原則設置禁止、抑制区域内では事業を実施しないよう市町が事業者に協力を求める）	届出制	あり（地域住民等への説明会の開催）	なし	あり	あり	報告徴収・立入検査、措置命令、指導・助言、勧告、公表、国・県への報告	なし	事業終了時の届出規定あり 太陽光発電設備の維持管理並びに事業終了後の撤去及び廃棄物の処理に充てる費用を計画的な積立て等の方法により確保する義務あり
奈良県平群町	平群町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	再生エネルギー発電設備のうち、同条例第4項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備	あり（禁止区域・抑制区域）	許可制・届出制 事業区域が1,000平方メートル以上又は発電出力が50キロワット以上の太陽光発電施設の設置の場合に、許可が必要となる（原標置きを除く）	あり（地域住民等及び周辺住民等に対する説明会の開催）	あり（地域住民等又は周辺住民等に説明会等を行い、その理解を得て、規則で定める設置事業への同意を得ていることが許可要件となっている）	あり	あり	許可取消、報告、立入検査、停止命令・措置命令、勧告、公表、国等への通報	なし	事業終了時も届出
奈良県天理市	天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	太陽光発電設備の発電出力が10キロワット以上の事業 事業に係る工事が完了している又は施工中である場合において、当該事業に係る発電出力（10キロワット未満のものに限る。）を10キロワット以上にしようとする事業又は事業区域の面積を20パーセント以上増加しようとする事業（面積増加後の発電出力が10キロワット未満のものを除く。）	あり（事業禁止区域、抑制区域。事業禁止区域内は原則事業実施を禁止・抑制区域内は、市長が事業を実施しないよう事業者に協力を求める。）	届出制	あり（標識の設置、地域住民等に対する説明会の開催）	なし	あり	なし	報告徴収及び立入検査、停止命令・措置命令、勧告、指導・助言、公表、国・県への報告	なし	事業終了時の届出、事業終了後の撤去及び廃棄物の処理に充てる費用を計画的な積立て等の方法により確保する義務
奈良県高取町	高取町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	太陽光発電設備を土地に自立して設置する事業(建築物の屋根等への設置を除く)	あり（禁止区域・抑制区域）	届出制	あり（町長との事前協議が整ったときは、事業区域の地域住民等（境界から50m以内）に対する説明会の開催要）	なし	あり（届出前に、事業計画について町長と）	あり	報告徴収及び立入検査、命令、指導・助言及び勧告、公表、国・県への報告	なし	・設置基準の遵守義務は抑制地区のみ適用あり ・事業終了時の届出・設備撤去等義務、維持管理・撤去等費用の積立等の義務
奈良県三郷町	三郷町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	・事業区域が1,000㎡以上又は発電出力が50kW以上で太陽光発電設備を設置する事業(屋根又は屋上への設置、工場立地法4条1項1号の環境施設の設置を除く) ・抑制区域内若しくは抑制区域を含む区域で行う当該事業	あり（禁止区域・抑制区域）	許可制(抑制区域内か、事業区域が1,000平方メートル以上又は発電出力が50キロワット以上の太陽光発電事業の場合)、届出制（設置事業完了時、発電事業終了時）	あり ①町長との事前協議を行ったときは、許可申請前に、事業区域の周辺住民等に対する説明会の開催要 ②申請内容の変更時も①と同様 ③設置事業者からの地位承継時、町長への届出、周辺住民等に対する周知要 ④設備に異常が生じたとき、事業区域の周辺住民等に周知、町長に報告要	なし	あり（①許可申請前に、町長と、②申請内容の変更時も同様）	あり	報告、立入検査、勧告、命令、公表及び通報、許可取消	なし	設置完了時・事業廃止時の届出義務、発電事業終了時の届出・設備撤去等義務

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	奈良県宇陀市	宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	・事業区域面積合計500㎡以上の太陽光発電設備設置事業 ・出力50kW以上の太陽光発電設備を土地に自立して設置する事業 ・出力10kW以上の太陽光発電設備を土地に自立して設置する事業であって森林伐採を伴う事業 (いずれも建築物への設置を除く)	なし	届出制	あり ①市長との事前協議が整ったときは、事業内容の近隣関係者への説明、地域住民への周知、地域住民の要請による説明会の開催要 ②届出事項の変更時も同様	なし	あり (①届出前に、事業計画・説明会及び周知の範囲及び方法について、市長と、②届出時に市長と、③変更時に市長と)	なし (配慮の努力義務のみ)	報告及び立入検査、指導・助言及び勧告、公表	なし	事業着手の届出義務、事業完了・中止・再開・停止時の届出義務
	和歌山県	和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例	合計出力50kW以上の太陽光発電設備を土地に設置し発電する事業(建築物への設置を除く)	なし	太陽光発電事業計画の認定制度、認定事業者の届出制	あり ①自治会その他の地縁による団体に対する説明会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置 ②事業計画作成時の事業者による公表 ③認定申請時の知事による申請書の公告・公衆縦覧	なし (但し、備考欄参照)	あり (①事業計画案作成の際、事前に、知事及び関係市町村の長と協議、②事業計画変更時も同様)	あり	工事の停止命令・公表、指導及び助言、報告徴収及び立入検査、改善命令・公表、認定の取消(取消の場合事業廃止義務)、勧告及び命令	なし	・知事による関係市町村の長からの意見聴取、自治体等利害関係者の意見書提出、知事による審議会の意見聴取の手続 ・工事の届出義務 ・地位の承継とその届出義務
	和歌山県和歌山市	和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	25ha以上又は地域森林計画で対象民有林の面積が1ha以上の太陽光発電設備を設置する事業	なし	許可制 (工事の着手・届出について、届出が別途必要)	あり ①近隣住民及び該当自治会の区域に居住する者(近隣住民等)に対し事業計画の説明会の開催要 ②事業計画等提出書類の写しの近隣住民等の閲覧権	あり (事業計画について近隣住民等から意見の申出があったときの協議義務、該当自治会の同意書の提出義務)	あり (許可申請前に、事業計画について、市長と)	あり	許可の取消、措置命令、違反事実の公表、報告の徴収、立入検査等	なし	・該当自治体の同意書の提出義務、事業着手・完了・廃止の届出義務 ・事業完了時の市長による検査・審議会の設置
	和歌山県橋本市	橋本市太陽光発電設備の設置に関する条例	合計出力50kW未満の太陽光発電設備を土地に設置し発電する事業(建築物への設置を除く)	なし	届出制	あり ①市長との事前協議後、事業計画の届出前に、近隣住民に対し、事業計画の事業者による説明 ②届出後、事業計画の市長による公表 ③事業計画の変更時も (①②と) 同様	なし	あり (①届出前に、事業計画について、市長と、②事業計画変更時も同様)	あり	指導及び助言、報告徴収及び立入検査、勧告及び公表	なし	工事の着手の届出・完了の報告義務、事業廃止の事前届出義務
	和歌山県新宮市	新宮市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例	合計出力50kW未満の太陽光発電設備を土地に設置し発電する事業(建築物への設置を除く)	なし	届出制	あり ①市長との事前協議後、事業計画の届出前に、近隣住民に対し、事業計画の事業者による説明 ②届出後、事業計画の市長による公表 ③事業計画の変更時も (①②と) 同様	なし	あり (①届出前に、事業計画について、市長と、②事業計画変更時も同様)	あり	指導及び助言、報告徴収及び立入検査、勧告及び公表	なし	工事の着手の届出・完了の報告義務、事業廃止の事前届出義務
	和歌山県古座川町	古座川町太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例	合計出力50kW未満の太陽光発電設備を土地に設置し発電する事業(建築物への設置を除く)	なし	届出制	あり ①町長との事前協議後、事業計画の届出前に、近隣住民に対し、事業計画の事業者による説明 ②届出後、事業計画の町長による公表 ③事業計画の変更時も (①②と) 同様	なし	あり (①届出前に、事業計画について、町長と、②事業計画変更時も同様)	あり	指導及び助言、報告徴収及び立入検査、勧告及び公表	なし	工事の着手の届出・完了の報告義務、事業廃止の事前届出義務
	和歌山県串本町	串本町太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例	合計出力50kW未満の太陽光発電設備を土地に設置し発電する事業(建築物への設置を除く)	なし	届出制	あり ①町長との事前協議後、事業計画の届出前に、近隣住民に対し、事業計画の事業者による説明 ②届出後、事業計画の町長による公表 ③事業計画の変更時も (①②と) 同様	なし	あり (①届出前に、事業計画について、町長と、②事業計画変更時も同様)	あり	指導及び助言、報告徴収及び立入検査、勧告及び公表	なし	工事の着手の届出・完了の報告義務、事業廃止の事前届出義務
	和歌山県那智勝浦町	那智勝浦町太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例	合計出力50kW未満の太陽光発電設備を土地に設置し発電する事業(建築物への設置を除く)	なし	届出制	あり ①町長との事前協議後、事業計画の届出前に、近隣住民に対し、事業計画の事業者による説明 ②届出後、事業計画の町長による公表 ③事業計画の変更時も (①②と) 同様	なし	あり (①届出前に、事業計画について、町長と、②事業計画変更時も同様)	あり	指導及び助言、報告徴収及び立入検査、勧告及び公表	なし	工事の着手の届出・完了の報告義務、事業廃止の事前届出義務
	和歌山県紀美野町	紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例	・発電出力50kW未満の太陽光発電設備を設置し発電する事業(建築物への設置を除く) ・発電出力7.500kW未満の風力発電設備を設置し発電する事業	なし	届出制	あり ①町長との事前協議後、事業計画の届出前に、近隣住民に対し、事業計画の事業者による説明 ②届出後、事業計画の町長による公表 ③事業計画の変更時も (①②と) 同様	なし	あり (①届出前に、事業計画について、町長と、②事業計画変更時も同様)	あり	報告徴収及び立入検査、指導及び助言、勧告、公表	なし	工事の着手の届出・完了の報告義務、事業廃止の事前届出義務
中国・四国												
	岡山県	岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例	設置禁止区域 (地すべり防止区域等) はすべての施設 設置に適さない区域 (土砂災害警戒区域等) は合計出力が5 0 k w以上の施設	あり (設置禁止区域、設置に適さない区域)	設置禁止区域は許可制 設置に適さない区域は届出制	あり (ただし努力義務)	なし	なし	あり (ただし努力義務)	立入調査、指導・助言、監督処分 (許可取消含む)、勧告、公表	なし	市町村条例との調整規定 (より効果の高い市町村条例の適用を優先)

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

岡山県真庭市	真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	抑制区域は、屋根置き以外のすべての施設 抑制区域外は、当該事業区域内の土地の面積の合計が500平方メートル以上の事業であり、かつ、再生可能エネルギー発電設備の高さが13メートルを超えるもの（屋根置きを除く）	あり（抑制区域）	届出制（事業の工事に着手時及び届出事項の変更には市長の同意必要、かつ抑制区域内において市長は同意事項について必ず不同意。）	あり（説明会、住民の理解を得ることについての努力義務）	なし	なし（ただし上記の通り、届出後の同意規定あり）	なし	工事完了の確認、報告徴収・立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	審議会
岡山県美作市	美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例(改正前) 美作市特定太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例	最大出力の合計値が1メガワット以上の太陽光発電事業 発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備で、事業区域に設置される太陽光パネル事業区域の全部又は一部が特定の区域に該当し、市長が告示で定めるもの	あり（特定区域）	届出制	あり（届出内容の公表）	あり	なし（ただし市長からの意見の通知の規定あり）	なし	助言、勧告、関係機関の長への通報、報告徴収・立入調査	なし	評価書作成について、美作市総合戦略推進会議から意見を求めることができる。
岡山県備前市	備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	発電出力が50キロワット以上の太陽光発電施設（屋根置きを除く）	なし	届出制	あり（事業者からの近隣関係者等への説明）	なし	あり	なし	報告の徴収、立入検査、指導・助言及び勧告、公表、国への通知、	なし	
岡山県赤松市	赤松市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	発電出力20キロワット以上の太陽光発電設備（屋根置きを除く、また、一定の規定は50キロワット以上のみ適用、ほか、事業区域が10ヘクタール以上である設置事業は環境調査の対象事業とする。）	あり（抑制区域、設置事業を行わないように市長が協力を求める）	届出制	あり（地区・近隣関係者等への説明、説明会の開催、看板の設置、情報の掲示）	なし（十分な理解を得るよう努める）	あり	あり（維持管理義務（ただし努力義務）、緊急時の措置）	報告の徴収、立入検査、指導・助言及び勧告、公表、国または地方公共団体への報告、	なし	事業廃止時の届出規定、審議会への答申の規定あり
岡山県和気町	和気町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	発電出力50キロワット以上の太陽光発電設備（屋根置きを除く）	なし	届出制	あり（近隣関係者等への説明）	なし（理解を得るよう努める）	あり	なし	報告の徴収、立入検査、指導・助言及び勧告、公表、国への報告、	なし	
岡山県赤松町	赤松町生活環境等と太陽光発電設備との調和に関する条例	発電出力20キロワット以上の太陽光発電設備（屋根置きを除く）	なし	届出制	あり（近隣関係者への説明（50キロワット以上の場合、地区長にも説明）、説明会の開催（50キロワット以上）、看板の設置、情報の掲示）	なし（十分な理解を得るよう努める）	あり	あり（維持管理義務（ただし努力義務）、緊急時の措置）	報告の徴収、立入検査、指導・助言及び勧告、公表、国または県等への報告、	なし	事業廃止時の届出規定、審議会への答申の規定あり
岡山県鏡野町	鏡野町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例	発電出力50キロワット以上の太陽光発電設備（屋根置きを除く）	なし	届出制	あり（近隣関係者等への説明）	なし（理解を得るよう努める）	あり	なし	報告の徴収、立入検査、指導・助言及び勧告、公表、国への報告、	なし	
山口県美祿市	美祿市における太陽光発電設備の設置に関する条例	抑制区域内すべて、注視区域内で設置区域の面積が1,000平方メートル以上のもの、設置区域の面積が5,000平方メートル以上のもの（屋根置き、市町村設置を除く）	あり（注視区域、抑制区域）	届出制	あり（周辺住民、近隣関係者への説明会の開催、標識の掲示）	なし（理解を得るよう努める）	なし	なし	報告の徴収、立入検査、指導・助言	なし	
山口県下関市	下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例	発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備（屋根置きを除く）	なし	届出制	あり（近隣関係者への説明会の開催等による周知、標識の設置）	あり（口頭、意見書での意見提出）	あり	あり	報告の徴収、立入検査、指導・助言及び勧告、公表	なし	事業廃止時の届出規定あり
高知県土佐清水市	土佐清水市再生可能エネルギー基本条例（平成25年条例第19号全部改正）	10キロワット以上（全量売電目的のもの）	なし	届出制	なし	なし	なし	なし	指導、助言、勧告、公表	なし	高知県ガイドラインの遵守義務
高知県須崎市	須崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	事業区域の面積が5,000平方メートルを超えるもの	なし	許可制（事業の着手・完了時に別途届出が必要。）	あり（説明会の開催）	あり	あり	なし	指導、助言、勧告、公表、経産省への通報	なし	許可時に審議会の諮問あり。
高知県須崎市	須崎市の景観等と太陽光発電事業との調和に関する条例	出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電事業	なし	許可制（事業の着手・完了時に別途届出が必要。）	あり（説明会の開催等）	あり	あり	あり（維持管理義務）	許可取消、報告徴収、立入調査、指導、助言、勧告、公表、経産省への通報	なし	
高知県窪川市	窪川市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	出力が10キロワット以上（全量売電を主たる目的とするもの）	なし	届出制	なし	なし	なし	なし	指導、勧告、公表	なし	
高知県土佐市	土佐市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	事業区域の面積が5,000平方メートルを超え10万平方メートルを超えないもの	なし	届出制	あり（説明会の開催）	なし	なし	なし	指導、助言、勧告、公表	なし	
愛媛県八幡浜市	八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例	事業区域の合計面積が500平方メートル以上、あるいは発電設備の高さが13メートル以上	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会の開催、工事着手時の地元代表者への通知）	あり	あり	なし	立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	事業廃止時の届出

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	愛媛県宇和島市	宇和島市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例	発電出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電設備、事業区域における高低差が13メートルを超えるもの、事業区域内の傾斜度が25度以上のもの	あり（事業禁止区域）	許可制（別途工事着手時の届出と、完了時の検査あり）	あり（説明会の開催）	あり（発電出力の合計が50キロワット以上の太陽光発電設備の場合、協定締結義務あり）	あり	あり（保全義務）	工事完了検査、措置命令、許可取消、指導、助言、報告徴収、立入検査、勧告、公表、国・県等関係機関との情報共有	なし	事業変更時の再協議・説明 事業廃止時の届出
	愛媛県西予市	西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電・風力発電（屋根置き、自家用除く）	あり（禁止区域・抑制区域）	届出制	あり（説明会の開催等の周知に必要な措置、標識の掲示）	あり	あり	あり（維持管理義務）	工事完了確認措置、指導、勧告、公表	なし	事業廃止時の届出
	愛媛県伊方町	伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電、5000キロワット未満の風力発電（屋根置き、自家用除く）	あり（禁止区域・抑制区域）	届出制	あり（説明会の開催等の周知に必要な措置、標識の掲示）	あり	あり	あり（維持管理義務）	工事完了確認措置、指導、勧告、公表	なし	事業廃止時の届出
	愛媛県内子町	内子町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	出力の合計が10キロワット以上の再生エネルギー発電（屋根置き除く）	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会の開催等の周知に必要な措置）	なし	あり	あり（維持管理義務）	報告、立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	事業廃止時の届出
	愛媛県上島町	上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例	町内の再生エネルギー発電事業全て（屋根置き太陽光除く）	なし	許可制	あり（説明会の開催、書類の閲覧（ただし努力義務）、標識の掲示）	あり	あり	あり（保全義務）	指導、助言、許可取り消し、措置命令、改善命令、報告徴収、立入調査、勧告、公表	なし	事業廃止時の届出 審議会の設置
	愛媛県愛南町	愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例	事業区域の土地の合計面積が500平方メートル以上、あるいは協力要請区域内で行う発電事業	あり（協力要請区域）	届出制（届出後に、審査の結果、発電事業の可否を決定し、事業者に通知することとなり、許可制に近い）	あり（説明会の開催）	あり（区長・関係者からの同意）	あり	なし	指導、助言、勧告、公表	なし	審査時の環境審議会への意見聴取
九州・沖縄												
	福岡県直方市	直方市太陽光発電設備設置事業に関する条例	発電設備の事業面積が3,000㎡以上の発電事業（当該太陽光発電設備を建築物に設置する場合を除く）	なし	届出制	あり（地域住民等を対象とする、事業の内容等に関する説明会を開催しなければならない）	なし（理解を得られるよう、できる限りの対応をするよう努めなければならない）	あり（事前協議義務）	あるが努力義務	報告もしくはは資料の提出、調査のための事業区域内への立ち入り、助言または指導、必要な措置を講じようよう勧告	なし	
	福岡県みやこ町	みやこ町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和及び適正な管理に関する条例	事業区域の面積が1,000㎡以上となる事業及び発電出力が10キロワットを超える事業（建築物の屋根等に設置するものを除く）	なし	届出制	あり（事業の計画等について説明会を開催しなければならない）	なし（理解を得られるように努める）	あり（事前協議義務）	あり	報告もしくはは資料の提出、立ち入り調査、助言・指導・勧告、事実の公表	なし	
	熊本県天草市	天草市再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例	出力が10キロワット以上のもの	あり（促進区域及び抑制区域）	届出制	あり（事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない）	なし（理解を得られるように努めなければならない）	あり（事前協議義務）	あり（保険又は共済の加入にも努める）	指導または助言、必要な措置を講じようよう勧告、勧告に従わなかった場合の名称等の公表	なし	
	熊本県南関町	南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例	事業区域の面積が3,000㎡以上、ただし事業区域に山林を含む場合の面積は2,000㎡以上とする	あり（規制区域）	許可制	あり（設置事業に関する説明会等を実施しなければならない）	あり（誠意をもって協議しなければならない、また地域住民等及び町から協定を求められたときは、当該事業に係る計画に関する協定を締結しなければならない）	あり（事前協議義務）	あり	検査、報告及び資料の提出、立入調査、許可の取り消し、公表	あり（5万円以下の過料）	
	熊本県大津町	大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例	発電出力50キロワット以上の太陽光発電設備、事業区域の面積が1,000㎡以上の太陽光発電設備、支柱型の太陽光発電設備、抑制区域において設置する太陽光発電設備	あり（抑制区域）	届出制	あり（事業計画に関する説明会を開催しなければならない、また、町長が町、事業者、地域住民等が定期的に相互の情報交換を行う場として協議会を設置する）	あり（地域住民の理解が得られるよう努めなければならない、また協定の締結を求められたときは協定を締結するよう努めなければならない）	あり（事前協議義務）	あり	立入調査、指導、助言、勧告、公表	なし	
	熊本県菊池市	菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例	発電出力50キロワット以上の太陽光発電設備、事業区域の面積が1,000㎡以上の太陽光発電設備、支柱型の太陽光発電設備、並置型の太陽光発電設備	あり（抑制区域）	許可制	あり（当該事業に関する説明会の実施しなければならない）	あり（地域住民等が協定の締結を求めたときは、協定を締結するよう努めなければならない）	あり（事前協議義務）	あり	報告の要請及び立入検査、指導、助言、勧告、公表	なし	
	大分県宇佐市	宇佐市における再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例	設置区域の土地の合計面積が5,000㎡以上であるもの、再生可能エネルギー発電設備の築造面積が1,000㎡を超えるもの、高さが13mを超えるもの	あり（抑制区域）	届出制	あり（ただし、説明会の開催その他必要な措置を講じようよう努めなければならないという努力義務）	なし（地元自治会等の理解を得るよう努めなければならない）	あり（事前協議義務）	あり	報告徴収及び立入調査、指導、助言及び勧告	なし	
	大分県由布市	由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	事業区域の面積が5,000㎡を超える事業	あり（抑制区域）	届出制	あり（自治会の住民に対して事業の施行等について説明会を開催しなければならない、また近隣関係者に対して事業の施行等について説明を行うものとする）	なし（自治会や近隣関係者の理解を得るよう努める）	あり（事前協議義務）	あるが努力義務	指導、助言又は勧告、事実の公表	なし	
	大分県佐伯市	佐伯市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例	築造面積が500㎡を超えるもの、高さが10mを超えるもの	あり（抑制区域）	届出制	あり（地域住民等に対する説明会を開催するなどの周知にかかる必要な措置を講じなければならない）	なし（地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない）	あり（再生可能発電事業に関する協定を市長と締結しなければならない）	あり	立入調査、指導、助言及び勧告、勧告の内容の公表	なし	
	大分県竹田市	竹田市再生可能エネルギー発電の発電事業終了に伴う発電施設撤去に関する条例	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する設備（ただし、建築物等に設置するものを除く）	なし	なし	なし	なし	なし	あり（撤去についてのみ）	なし	なし	発電事業終了に伴う発電設備撤去に関する条例となっている

＊本資料は、日弁連公害対策・環境保全委員会メガソーラー問題検討PTとしてまとめたものです。

	佐賀県伊万里市	伊万里市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	事業区域の面積が1,000㎡以上の事業、再生可能エネルギー発電設備の高さが15mを超える事業	あり（抑制区域）	届出制	あり（公告、事業計画書の閲覧、住民説明会の開催等を通じて関係住民等に周知を図らなければならない）	なし	あり（着手日の60日前までに必要な事項を届け出て市長の同意を得なければならない）	あり	立入調査、指導、助言及び勧告、勧告に従わないときは名称等の公表	なし	
	佐賀県大町町	大町町の太陽光発電事業と地域との共生に関する条例	太陽光発電施設を利用し発電を行う事業で、出力の合計が10キロワット以上のもの	あり（抑制区域）	届出制	あり（説明会を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない）	あり（事業計画の内容について、近隣住民等から同意を得なければならない）	なし	あり	報告の徴収、指導、助言及び勧告	なし	
	佐賀県武雄市	武雄市自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例	事業区域の面積が1,000㎡以上の太陽光発電事業	あり（抑制区域）	届出制	あり（近隣関係者等に対し、事業計画について説明する機会を設けなければならない）	あり（届出を行う前に地元区の同意を得なければならない）	なし	あり	立入調査、指導、助言及び勧告、勧告に従わないときは当該事業者の氏名等の公表	なし	
	長崎県南島原市	南島原市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって太陽光を再生可能エネルギー源とするもの	あり（保全地区）	許可制（ただし、保全地区内において事業を行おうとすると、又は事業区域の面積が1ヘクタールを超える事業を行おうとするとき） 許可事業者は、別途事業の着手と完了の届出も必要。	あり（許可を求める場合、市長との協議が終了した後、近隣住民等に対して当該事業計画についての説明会を開催しなければならない）	あり（事業計画について意見を申し出た近隣住民等と協議しなければならない）	あり（事前協議義務）	なし	許可取消し、措置命令、違反事実の公表、報告の徴収、立入検査	なし	
	宮崎県新富町	新富町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	太陽光について事業区域及び設置するモジュールの面積が1,000㎡を超える再生エネルギー発電設備（ただし建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置するものは除く） 風力について事業区域が1,000㎡を超える再生可能エネルギー発電設備のうち、再生可能エネルギー発電設備の高さが10mを超え、かつ当該設備の高さが壁線を超えるもの	あり（抑制区域）	届出制	あり（届出前に近隣関係者に対して、事業計画について説明会を開催しなければならない）	あり（意見を申し出た近隣関係者と協議しなければならない）	あり（事前に届け出て町長の同意を得なければならない）	なし	報告の徴収、立入調査、指導、助言及び勧告、勧告に従わない場合の公表	なし	
	宮崎県綾町	綾町の良好な自然環境等の保全と太陽光発電事業の活用との調和に関する条例	対象事業：太陽光発電事業のうち、発電出力が10キロワット以上の事業 特定事業：対象事業のうち、事業区域の面積が2,000㎡以上又は発電出力が100キロワット以上の事業	あり（抑制区域） また、ユネスコエコパークの生物圏保存地域の核心地域、緩衝地域においては太陽光発電設備の設置禁止 さらに、事業区域が50,000㎡以上または発電出力が2,500キロワット以上の太陽光発電設備の設置禁止	対象事業：届出制 特定事業：許可制	あり（工事着手前に地域住民等に対し、太陽光発電事業に関する説明会を実施しなければならない）	あり（意見を申し出た地域住民等と誠意をもって協議しなければならない）	あり（事前協議義務）	なし	報告の徴収、立入検査、指導、助言又は勧告 許可の取消し、公表、改善命令、国及び県への報告	なし	
	沖縄県大宜味村	大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する設備の設置を行う事業	あり（抑制区域）	届出制	あり（該当行政区の住民に対して説明会を実施等）	あり（意見を申し出た近隣住民等と協議し、その協議内容を村長へ報告しなければならない）	あり（事前協議義務）	あるが努力義務	報告の徴収、立入検査、公表	なし	
	沖縄県東村	東村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する設備の設置を行う事業	あり（抑制区域）	届出制	あり（近隣関係者に対して説明を行わなければならない等）	あり（事業計画について意見を申し出た近隣住民等と協議し、その協議内容を村長へ報告しなければならない）	あり（事前協議義務）	あるが努力義務	指導、助言又は勧告、報告の徴収、立入検査、事実の公表	なし	